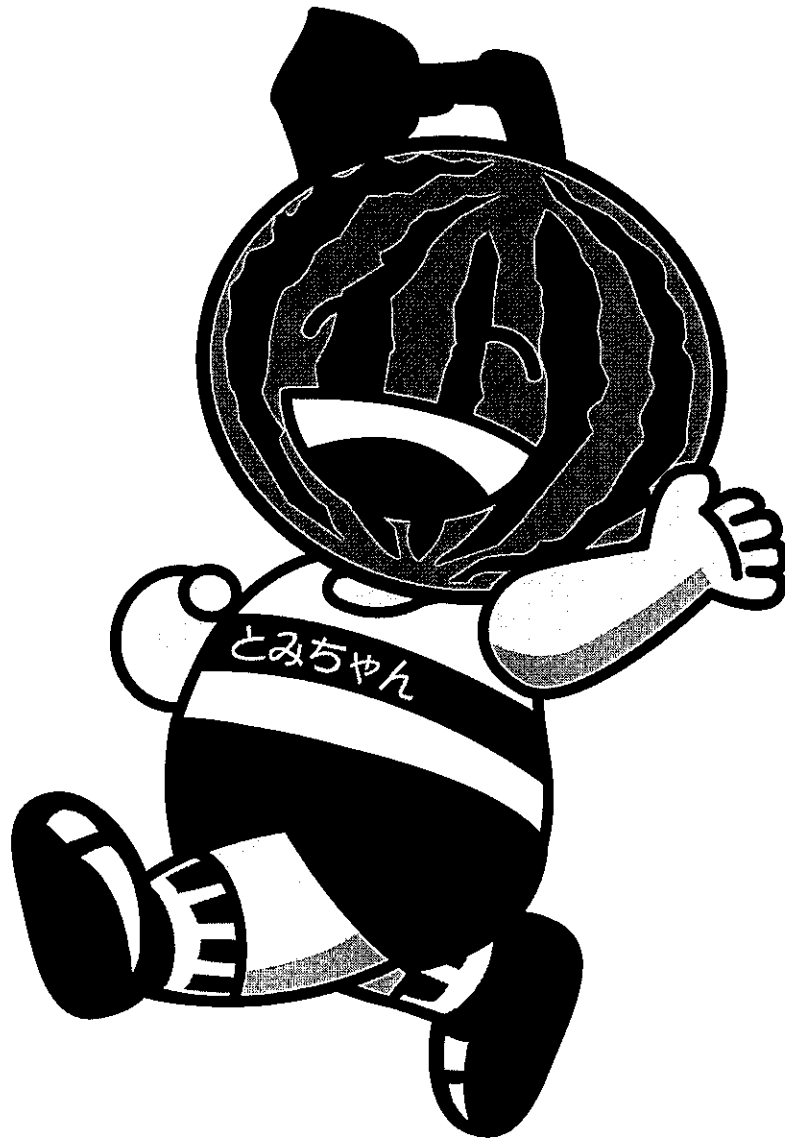


障害者福祉のしおり



令和5年6月改訂

富里市役所

社会福祉課

項目	頁
はじめに	
障害別 該当施策一覧表	目次 1～6
1 手帳交付の 手続き	1～7
2 手当等	8～10
3 年金	11～12
4 医療費	13～18
5 障害福祉 サービス	19～25
6 在宅生活援助 ・就労支援	26～29
7 補装具・ 日常生活用具	30～32
8 その他 生活支援	33～35
9 公共交通等助成 ・割引	36～42
10 情報通信等 サービス	43～45
11 税金	46～49
12 その他	50～56
13 相談窓口	57～60
14 障害者 マーク	61～65
有料広告ページ	66

はじめに

このしおりは、令和5年6月現在で作成したものです。

掲載されている各種制度に改正や追加が行われた場合は、その都度「広報とみさと」などでお知らせいたします。

身体障害者手帳・療育手帳などを交付されたことや指定された難病の疾患により様々な制度を利用することが可能となることがあります。このしおりの説明をお読みになって必要な制度がありましたら、該当するかどうかを事前に富里市健康福祉部社会福祉課へご相談ください。

なお、介護保険のサービスが利用できる方は、障害者の制度に優先して介護保険の制度を利用していただくことが原則となりますので、ご注意ください。（→詳しくは20ページ）

発行元	富里市
問合わせ先	健康福祉部社会福祉課 障害福祉班
	電話 0476-93-4192

目次

(障害別該当施策一覧表 1)

障害種別		程度	手帳			手当							年金										
			身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	在宅重度心身障害者等福祉手当	特別障害者手当	在宅重度心身障害者等福祉手当	在宅重度知的障害者等福祉手当	難病患者等見舞金	心身障害者扶養年金	障害年金	特別障害給付金							
						児童			成人														
身体障害者手帳	肢体不自由	1・2	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。		△	○	△	○	△	○			○	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。							
		3					○											○					
		4					△																
		5																					
		6																					
	視覚	1・2				△	○	△	○	△	○								○				
		3					○												○				
		4																					
		5																					
	聴覚平衡	2				△	○	△	○	△	○								○				
		3					○												○				
		4																					
		6																					
	言語音声	3				△	○					△							○				
		4																					
	内部	1・2				△	△	△	○	△	○								○				
3			△									○											
4			△																				
療育手帳	Ⓐ・Ⓐ1	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○											
	Ⓐ2	△	○		○	△	△	○				○											
	A1		○		○			○				○											
	A2		○		○			○				○											
	B1		△									○											
	B2		△									○											
保健福祉手帳	1	△			○	△	○					○											
	2											○											
	3																						
本文ページ			1	6	7	8	8	8	8	9	9	9	10	11	11	12							

○ 該当

△ お問合せください。

目次

(障害別該当施策一覧表 2)

障害種別		程度	医療費										障害者総合支援法					
			重度心身障害者等医療費助成	子ども医療費助成	ひとり親家庭等医療費等助成	後期高齢者医療（65歳以上）	特定医療費支給認定	特定疾患治療研究事業	小児慢性特定疾患治療研究事業	先天性血液凝固因子障害治療研究事業	進行性筋萎縮症（児）の療養給付	未熟児養育医療	結核児童の療養医療	自立支援医療（更生・育成）	自立支援医療（精神通院医療）	障害福祉サービス		
身体障害者手帳	肢体不自由	1・2	○			○												
		3																
		4				△												
		5																
	視覚	1・2	○			○												
		3				○												
		4																
		5																
	聴覚平衡	2	○			○												
		3				○												
		4																
	音声	3				○												
		4				○												
	内部	1・2	○			○												
		3				○												
		4																
療育手帳	Ⓐ・Ⓐ1	○			○													
	Ⓐ2	○			○													
	A1	○			○													
	A2	○			○													
	B1																	
保健福祉手帳	B2																	
	1	○			○													
	2				○													
本文ページ		3	13	14	15	15	15	16	16	16	16	16	16	17	18	19		

目次

(障害別該当施策一覧表 3)

障害種別		程度	地域生活支援事業														
			移動支援事業	日中一時支援事業	デイサービス事業(18歳以上)※1	訪問入浴サービス事業	生活サポート事業	声の広報等発行事業	福祉タクシー事業	知的障害者職親委託事業	自動車運転免許取得費助成	自動車改造費助成	意思疎通支援事業	成年後見人制度利用助成	デイケアクラブ	補装具給付	日常生活用具給付・貸付
身体障害者手帳	肢体不自由	1・2	○	○	○												
		3	○	○	○												
		4	○	○	○												
		5	○	○	○												
		6	○	○	○												
	視覚	1・2	○	○	○												
		3	○	○	○												
		4	○	○	○												
		5	○	○	○												
		6	○	○	○												
	聴覚平衡	2	○	○	○												
		3	○	○	○												
		4	○	○	○												
		6	○	○	○												
	言語音声	3	○	○	○												
		4	○	○	○												
内部	1・2	○	○	○													
	3	○	○	○													
	4	○	○	○													
療育手帳	Ⓐ	○	○	○													
	Ⓐ1	○	○	○													
	Ⓐ2	○	○	○													
	A1	○	○	○													
	A2	○	○	○													
	B1	○	○	○													
保健福祉手帳	1	○	○														
	2	○	○														
	3	○	○														
本文ページ			26	26	26	26	26	26	27	27	27	27	28	29	29	30	31

※1 デイサービス事業は、原則、身体障害者手帳及び療育手帳の両方の所有者に限ります。

目次

(障害別該当施策一覧表 5)

障害種別		程度	情報・通信					税金					
			NHK放送受信料の減免	郵便料金の減免	青い鳥郵便葉書の無償配布	携帯電話基本料金等の割引	NTTの障害者サービス	緊急通報装置設置	所得税・市民税・県民税の所得控除	相続税の控除	贈与税の非課税	事業所税の非課税	自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免
身体障害者手帳	肢体不自由	1・2		○	○	△		○	○	○		○	
		3				○		○	○			△	
		4				○		○	○			△	
		5				○		○	○			△	
		6				○		○	○			△	
	視覚	1・2	△	○	○	○		○	○	○	△	○	
		3	△			○	○	○	○			○	
		4	△			○	○	○	○			△	
		5	△			○	○	○	○				
		6	△			○	○	○	○				
	聴覚平衡	2		○	○			○	○	○		○	
		3				○		○	○			○	
		4				○		○	○				
		6				○		○	○				
	言語音声	3				○		○	○			△	
		4				○		○	○				
内部	1・2		○	○			○	○	○		○		
	3				○		○	○			○		
	4				○		○	○			△		
療育手帳	Ⓐ・Ⓐ1		○	○	○		○	○	○		○		
	Ⓐ2		○	○	○		○	○	○		○		
	A1		○	○	○		○	○	○		○		
	A2		○	○	○		○	○	○		△		
	B1				○	○	○	○					
	B2				○	○	○	○					
保健福祉手帳	1				○	○	○	○			○		
	2				○	○	○	○					
	3				○	○	○	○					
本文ページ			43	43	44	44	45	45	46	47	47	47	48

目次

(障害別該当施策一覧表 6)

障害種別		程度	その他						相談支援						障害者に関するマーク		
			施設等 (簡易マザーズ・ことばの相談室)	スポーツ	生活訓練等	就業支援	文化・レクリエーション	自動車免許に関する支援	その他の支援	障害者相談・経済面の相談	専門的な相談	人権・権利に関する相談	就労に関する相談	生活困窮者のための相談		障害者虐待	
身体障害者手帳	肢体不自由	1・2	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。
		3															
		4															
		5															
		6															
		1・2															
	視覚	3															
		4															
		5															
		6															
	聴覚平衡	2															
		3															
		4															
	音声言語	6															
		3															
		4															
	内部	1・2															
		3															
4																	
療育手帳	①	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。	本文をご覧ください。
	②																
	A1																
	A2																
	B1																
	B2																
保健福祉手帳	1																
	2																
	3																
本文ページ			50	52	52	54	55	56	56	57	58	59	60	60	60	61	

1 手帳交付の手続き

【問い合わせ先】社会福祉課

TEL 0476-93-4192

FAX 0476-93-2422

(1) 身体障害者手帳

身体障害者が各種の援護を受けるために必要な手帳です。社会福祉課で申請された書類は、千葉県が審査した後決定し、社会福祉課を経由し交付されます。

[手続き一覧]

手 続 き		必 要 書 類 等
新	規 申 請	申請書、指定の診断書、調査書、顔写真（正面脱帽たて4cm×よこ3cm）2枚、個人番号（マイナンバー）が分かるもの
再 交 付	障害程度変更	再交付申請書、指定の診断書、調査書、顔写真（正面脱帽たて4cm×よこ3cm）1枚、個人番号（マイナンバー）が分かるもの、 身体障害者手帳
	障害名追加	
	再 認 定	
	紛失・破損	再交付申請書、顔写真（正面脱帽たて4cm×よこ3cm）1枚、個人番号（マイナンバー）が分かるもの
返 還	死亡	返還届、身体障害者手帳、個人番号（マイナンバー）が分かるもの また、手当等を受給している場合は、その失権届を提出してください。
	等級表に該当する障害がなくなった場合	
住 所 等 変 更	市外から転入	居住地変更届、身体障害者手帳、調査書、個人番号（マイナンバー）が分かるもの
	転居（市内）	居住地変更届、身体障害者手帳、個人番号（マイナンバー）が分かるもの
	転出（市外）	転出先で居住地変更届を提出してください。 手当等を受給している場合には、その失権届を富里市に提出してください。
	氏名変更	居住地等変更届、身体障害者手帳、個人番号（マイナンバー）が分かるもの

※ 内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、直腸、膀胱、小腸、免疫、肝臓機能）の方は、手帳申請時の診断書料金について、上限額2,500円の助成がありますので、手帳受取り時に領収書を持参し申請してください。

身体障害者障害程度等級表（その1）抜粋

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害
		聴覚障害	平衡機能障害	
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの			
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）		
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害	
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		

身体障害者障害程度等級表（その2）抜粋

級別	肢体不自由				
	上肢機能障害	下肢機能障害	体幹機能障害	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能障害	移動機能障害
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの

身体障害者障害程度等級表（その3）抜粋

級別	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
- 3 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

富里市周辺の身体障害者福祉法指定医療機関

(令和4年12月1日現在)

市町村名	医療機関の名称	診断する障害												
		視覚	聴覚	平衡	音声言語	そしゃく	肢体	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱直腸	小腸	免疫	肝臓
富里市	湯山整形外科						○							
	東葉クリニック エアポート							○	○		○	○		
	日吉台病院		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	かなめ整形外科						○							
	のもと耳鼻咽喉科気管食道科		○	○	○	○								
	成田富里徳洲会病院	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
	なのはな眼科・内科	○					○		○					
	龍岡クリニック						○	○		○	○			○
成田市	成田病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	つかだファミリークリニック						○	○	○					
	岡崎医院						○	○		○				
	なのはなクリニック						○		○	○				
	成田整形外科						○							
	山崎眼科クリニック	○												
	成田センタークリニック							○	○	○				
	川島整形外科						○							
	たちばなクリニック		○	○	○	○								
	わたなべクリニック							○	○					
	木下医院						○	○		○				
	藤倉クリニック						○							
	大栄病院						○	○	○	○				
	伊藤医院						○							
	聖マリア記念病院						○							
	呼吸器科・内科らまつクリニック									○				
	みはま成田クリニック								○		○			
	成田赤十字病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	美郷台木内クリニック										○	○		
	みさと眼科クリニック	○												
	美郷台整形外科						○							
	伊在井整形外科						○							
	菅谷クリニック						○				○	○		
	成田西クリニック						○							
	アジサイ眼科	○												
	ちば整形外科						○							
	さくらクリニック成田						○		○					
	成田リハビリテーション病院		○	○	○	○	○			○				
なかまち泌尿器科クリニック										○				
おうち de 診察クリニック成田						○						○	○	
国際医療福祉大学成田病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
八街市	八街整形外科内科						○							
	長谷川病院				○		○	○		○	○			
	新八街総合病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
	日野耳鼻咽喉科医院		○	○	○	○								
	東葉クリニック八街								○		○	○		
	海保病院						○				○	○		
酒々井町	千葉しすい病院						○		○		○			
	青柳医院						○							
	しすい眼科医院	○												
芝山町	高根病院						○	○	○	○	○			
	芝山みどりの森クリニック						○				○	○		

(2) 療育手帳

知的障害のある方に対して、都道府県が交付している手帳です。申請は、居住地の市町村で行います。申請は、社会福祉課から千葉県中央児童相談所（18歳未満）、中央障害者相談センター（18歳以上）へ送られ、判定のための検査を受けた後、審査の結果交付されます。福祉サービスを受ける際に必要な手帳となります。

[手続き一覧]

手 続 き		必 要 書 類 等	
新 規 申 請		申請書、マイナンバーのわかるもの 顔写真（正面脱帽たて4cm×よこ3cm）1枚	
再交付	紛失・破損	再交付申請書、破損した療育手帳 顔写真（正面脱帽たて4cm×よこ3cm）1枚	
返 還	保護者・又は本人の死亡	保護者：記載事項変更届、療育手帳 本人：返還届、印鑑、療育手帳 *本人が死亡し、手当等を受給している場合には、その失権届を提出してください。	
住所等 変 更	転居（市内） 及び氏名	保護者又は本人：記載事項変更届 療育手帳	
	転 出 （県内・市外）	転出先で居住地変更届を提出 印鑑	*手当等を受給している場合には、その失権届を富里市に提出してください。
	転出（県外）	返還届、療育手帳	
再 判 定		再判定申請書、療育手帳 顔写真（正面脱帽たて4cm×よこ3cm）1枚 （発達状況を系統的に把握し、一貫した指導を図るため、次回の判定時期が決められています。療育手帳の判定の記録を確認してください。）	

・再判定は、3か月前から手続できます。

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象となります。社会福祉課で申請された書類は、千葉県が審査した後決定し、社会福祉課を経由し交付されます。

[手続き一覧]

手 続 き		必 要 書 類 等
新 規 申 請		申請書、所定の診断書、マイナンバーのわかるもの 顔写真（正面脱帽たて4cm×よこ3cm）1枚 * 障害年金受給者であれば、所定の診断書に代わって、同意書で申請することも可能です。
更 新 申 請		申請書、手帳、所定の診断書 顔写真（正面脱帽たて4cm×よこ3cm）1枚 * 手帳の有効期間は <u>2年間</u> です。 <u>有効期間の3か月前から更新申請ができます。</u>
再 交 付 申 請		再交付申請書 顔写真（正面脱帽たて4cm×よこ3cm）1枚
住所変更	転 出	* 転出先で記載変更申請を提出、手帳、印鑑
	転 居	記載変更届、手帳、印鑑
氏 名 変 更		記載変更届、手帳

※診断書を作成する医師は、精神保健指定医、その他精神障害の診断又は治療に従事する医師です。

※手帳取得時の診断書料金について、上限額2,500円の助成があります。

手帳交付時に領収書をご持参し、申請してください。

《手帳により受けられる制度》

- ・ 税制上の控除（46から49ページ参照）
- ・ 携帯電話基本料金の割引及び電話番号案内料の免除（44から45ページ参照）
- ・ 後期高齢者医療（手帳1・2級の方は65歳以上であれば75歳未満であっても対象となります。）

2 手当等

【問い合わせ先】社会福祉課

TEL 0476-93-4192

FAX 0476-93-2422

《障害児》

手当の名称	対象者・要件	支給月額	支給月
障害児福祉手当 (国)	重度の障害を有するため、日常生活で常時介護を要する20歳未満の在宅障害児 *施設等に入所又は障害を事由とする公的年金を受けていないこと *所得制限あり	15,220円	5月 8月 11月 2月
特別児童扶養手当 (国)	政令で定める程度の障害のある児童を監護している父母又は養育者 *施設等に入所又は障害を事由とする公的年金を受けていないこと *所得制限あり	1級 53,700円 2級 35,760円	4月 8月 11月
児童扶養手当 (国) ※問い合わせ先 子育て支援課 TEL 0476-93-4497 FAX 0476-93-2422	重度の障害（国民年金の障害1級程度）にある児童（18歳に達する日以後の3月31日までの児童又は児童に障害がある場合は、20歳になる誕生日までの児童）を監護している者 ※児童が公的年金等を受給しているまたは、公的年金等の加算対象となっている場合、その額が児童扶養手当の額より低い方は、その差額分の手当を受給できます。	全額支給 1人目 44,140円 2人目は54,560円 3人目以降は1人につき6,250円加算 一部支給 1人目 44,130円～10,410円 2人目 54,540円～15,620円 3人目以降は1人につき6,240円～3,130円加算	5月 7月 9月 11月 1月 3月
在宅重度心身障害者等福祉手当 (市)	身障手帳 2級以上 療育手帳 ㉠・Aを含む 精神障害者保健福祉手帳 1級 特別児童扶養手当 1級 <u>※入院等された場合、支給停止となります。必ず申し出てください。</u>	4,000円	9月 3月

注) 手当の給付は、障害者手帳に有期や再判定日が記載されていた場合、その期間までとなりますので、手帳の更新などについては遅れることのないよう注意してください。

《障害者（成人）》

手当の名称	対象者・要件	支給月額	支給月
特別障害者手当 (国)	<p>重度障害者で日常生活に常時特別の介護を必要とする方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級の一部の方で、主に異なる障害が重複している方 ・療育手帳㊦1の方又は㊦2の方の一部の方 ・特に重度な精神障害、血液疾患、肝臓疾患等を有し、他の障害が重複している方 <p>*施設入所又は病院に3か月以上入院していないこと</p> <p>*所得制限あり</p>	27,980円	5月 8月 11月 2月
在宅重度心身障害者等福祉手当 (市)	<p>身障手帳 2級以上</p> <p>療育手帳 ㊦・Aを含む</p> <p>精神障害者保健福祉手帳 1級</p> <p>特別児童扶養手当 1級</p> <p><u>※入院等された場合、支給停止となります。必ず申し出てください。</u></p>	4,000円	9月 3月
在宅重度知的障害者等福祉手当 (市)	<p>在宅で、療育手帳㊦の1、㊦の2、Aの1、Aの2に該当する知的障害者で、特別障害者手当に該当しない20歳以上の方及び6か月以上寝たきりの在宅身体障害者の方で日常生活に介護を必要とし、特別障害者手当に該当しない20歳以上65歳未満の方</p> <p>※所得制限及び他手当との併給調整あり</p> <p><u>※入院等された場合、支給停止となります。必ず申し出てください。</u></p>	10,000円	9月 3月

注) 手当の給付は、障害者手帳に有期や再判定日が記載されていた場合、その期間までとなりますので、手帳の更新などについては遅れることのないよう注意してください。

《その他》

手当の名称	対象者・要件	支給月額	支給月
難病患者等見舞金 (先天性血液凝固因子障害を含む。) (市)	難病による療養者に対し、見舞金を支給します。 * 千葉県から ・ 特定医療費（指定難病）受給者証 ・ 特定疾患医療受給者票 ・ 小児慢性特定疾患医療受給者証 ・ 先天性血液凝固因子障害等受給者証 いずれかの交付を受けている方 * 所得制限あり * 他福祉手当等との併給調整があります。	5,000 円	7月 1月

注1) 手当受給条件に該当しなくなった場合（年齢、所得、入院、施設入所、転出、障害程度等）速やかに御連絡ください。受給条件に該当しなくなった後に支給された手当は、返納していただきます。

注2) 手当の申請の際、医師の診断書が必要なものもありますので、あらかじめ市役所社会福祉課にお問い合わせください。

3 年金

名 称	対象者・要件	窓口
心身障害者扶養年金	<p>心身に障害があるため、独立自活することが困難な障害者を扶養している方が、毎月一定の掛金（加入者の年齢により掛金が異なります。）を拠出し、扶養者が死亡又は一定の重度障害者と認められた場合、残された障害者の方に年金を支給します。1口加入の場合、月額2万円（年額24万円）2口まで加入できます。加入資格 市内に居住する65歳未満で、次に掲げる障害者を扶養している方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級 ・上記と同等程度の障害があると認められる方 	<p>社会福祉課 TEL 0476-93-4192 FAX 0476-93-2422</p>
障 害 年 金	<p>障害のある方が次の3つの要件をすべて満たしている場合は、国民年金の障害基礎年金や厚生年金保険の障害厚生年金を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金制度加入中に初診日があること ※ただし、初診日が20歳前又は60歳から65歳までの年金未加入期間中の方も障害基礎年金の対象となります。 ・一定の障害の状態にあること ・保険料納付要件を満たしていること <p>障害基礎年金の年金額は、1級障害が993,750円、2級障害が795,000円です。また、障害厚生年金の年金額は、厚生年金期間加入中の報酬額と加入期間で算出されます。</p> <p>※配偶者や子どもがいるときは、これらの金額に一定額が加算される場合があります。</p> <p>[注意] 「障害者手帳の障害等級」と「国民年金・厚生年金保険障害等級」は、判断基準が異なるため、手帳の交付を受けても障害年金は受けられないこともあります。</p>	<p>国保年金課 （国民年金第1号被保険者期間中に初診日がある方） TEL 0476-93-4085 FAX 0476-92-8989</p> <p>幕張年金事務所 （国民年金第3号被保険者期間中に初診日がある方） （厚生年金、共済年金加入中に初診日がある方） TEL 043-212-8621 FAX 043-273-4511</p>

名 称	対象者・要件	窓口
特別障害給付金	<p>国民年金の任意加入期間に加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対する制度です。</p> <p>(対象者)</p> <p>①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生</p> <p>②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金・共済組合等の加入者)の配偶者</p> <p>①又は②に該当する方であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級・2級相当の障害に該当する方</p> <p>※障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の受給対象者は該当しません。</p>	<p>国保年金課</p> <p>TEL 0476-93-4085</p> <p>FAX 0476-92-8989</p>

4 医療費

申請、問い合わせは各窓口まで

名 称	対 象 者 及 び 内 容	窓 口
重 度 心 身 障 害 者 等 医 療 費 助 成	<p>重度心身障害者等が医療機関で診療を受けた場合の保険診療分の一部又は全部を助成します。</p> <p>対象・身体障害者手帳1・2級</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2 ・精神保健福祉手帳1級 <p>* 障害者手帳に有期や再判定日が記載されていた場合、その期間までとなります。</p> <p><u>※令和2年8月1日から精神障害者手帳1級も対象に追加</u></p> <p>* 入院1日又は通院1回につき300円の自己負担 (市町村民税所得割非課税又は均等割のみ課税世帯は無料)</p> <p>* 調剤無料</p> <p>* 入院時食事代は対象外</p> <p>* 年齢制限あり(手帳取得時65歳以上の方は対象外)</p> <p>* 申請期限 2年</p> <p>* 事前に「重度心身障害者等医療費助成受給券」の交付を受け、千葉県内の医療機関等の窓口で保険証と一緒に提示することで、直接、助成が受けられます。窓口での支払は自己負担額のとおりです。</p> <p>※県外医療機関を受診した場合又は受給券を使用しなかった場合は償還払いとなります。</p> <p>※子ども医療費助成受給券、ひとり親家庭等医療費等助成受給券との二重交付はできません。</p>	社 会 福 祉 課 TEL 0476-93-4192 TEL 0476-93-2422

<p>子ども医療費助成</p>	<p>子どもが医療機関等で診療を受けた場合の保険診療分の一部を助成します。</p> <p>*対象者 0歳から中学校3年生までの児童</p> <p>*自己負担額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院/通院 入院1日又は通院1回につき300円の自己負担 (市町村民税所得割非課税又は均等割のみ課税世帯は無料) ・調剤 無料 ・入院時の食事代も助成対象 <p>*助成方法</p> <p>事前に「子ども医療費助成受給券」の交付を受け、千葉県内の医療機関等の窓口へ保険証と一緒に提示することで、直接、助成が受けられます。窓口での支払は自己負担額のとおりです。</p> <p>※県外医療機関を受診した場合又は受給券を提示しなかった場合は償還払いとなります。</p> <p>※ひとり親家庭等医療費等助成受給券、重度心身障害者等医療費助成受給券との二重交付はできません。</p>	<p>子育て支援課 TEL 0476-93-4497 FAX 0476-93-2422</p>
<p>高校生等医療費助成</p>	<p>高校生年齢相当の方が医療機関等で診療を受けた場合の保険診療分の一部を助成します。</p> <p>*対象者 高校生年齢相当の方</p> <p>※対象の方が保護者の扶養から外れた場合や婚姻した場合は対象外となります。</p> <p>*自己負担額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院/通院 入院1日又は通院1回につき300円の自己負担 (市町村民税所得割非課税又は均等割のみ課税世帯は無料) ・調剤 無料 ・入院時の食事代も助成対象 <p>*助成方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還払い方式となります。上記、自己負担額を差し引いた額を還付します。 <p>受信した医療機関の領収書、児童の健康保険証、申請者の通帳等、印鑑を持って窓口で申請してください。</p> <p>※ひとり親家庭等医療費等助成、重度心身障害者等医療費助成との二重利用はできません。</p>	

ひとり親家庭等医療費等助成	<p>母子家庭・父子家庭等の父母等と児童が、医療機関等で保険診療を受けた場合の医療費の一部を助成します。</p> <p>* 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭・父子家庭等の児童※1 ・その児童を養育する父または母 ・父母のいない児童とその養育者 <p>※1 18歳になる年度末までにある児童、基準以上の障害がある場合は20歳未満の児童</p> <p>* 自己負担額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院/通院 入院1日又は通院1回につき300円の自己負担 (市町村民税所得割非課税又は均等割のみ課税世帯は無料) ・調剤 無料 ・入院時の食事代も助成対象 <p>* 助成方法</p> <p>事前に「ひとり親家庭等医療費等受給券」の交付を受け、千葉県内の医療機関等の窓口へ保険証と一緒に提示することで、直接、助成が受けられます。窓口での支払は自己負担額のとおりです。</p> <p>* 受給券を交付することができない場合</p> <p>対象条件に該当しても申請者または同居の扶養親族の所得が制限額を超えている場合は助成することができません。</p> <p>※県外医療機関を受診した場合又は受給券を提示しなかった場合は償還払いとなります。</p> <p>※子ども医療費助成受給券、重度心身障害者等医療費助成受給券との二重交付はできません。</p>	子育て支援課 TEL 0476-93-4497 FAX 0476-93-2422
後期高齢者医療	<p>65歳以上75歳未満で以下の手帳を取得している方は申請により、後期高齢者医療制度の被保険者となることができ、医療費の自己負担割合が1割となる場合があります。(ご本人及び世帯員の所得によります。)</p> <p>※ただし、現在加入されている健康保険は脱退となり、後期高齢者医療の保険料が発生します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者1～3級及び4級の一部の方 (音声・言語障害及び下肢1、3、4号) ・療育手帳 ㊤の1、㊤の2、Aの1、Aの2 ・精神障害者保健福祉手帳 1～2級 	国保年金課 TEL 0476-93-4085 FAX 0476-92-8989
特定医療費支給認定	<p>指定難病により都道府県から特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けた方は医療費を公費負担します。</p>	印旛健康福祉センター [印旛保健所]

特定疾患治療研究事業	千葉県から対象疾患についての特定疾患医療受給者票の交付を受けた方は医療費を公費負担します。	TEL 043-483-1133 FAX 043-486-2777
小児慢性特定疾患治療研究事業	18歳未満（継続20歳未満）の児童に対して、対象疾患の治療にかかった費用を収入や状態に応じて公費により負担します。	
先天性血液凝固因子障害治療研究事業	先天性血液凝固因子欠乏症及び血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の方（20歳以上）に対して、医療保険の自己負担分を公費負担します。	
進行性筋萎縮症（児）の療養給付	進行性筋萎縮症に罹患している方に対して、療養に合わせて必要な訓練等を行います。 児童については、指定された国立病院で医療の給付を行います。	18歳以上の方 社会福祉課 TEL 0476-93-4192 TEL 0476-93-2422 18歳未満の方 千葉県中央児童相談所 TEL 043-253-4101 FAX 043-253-9022
未熟児養育医療	未熟児の医療費の一部を公費負担します。 ・出生時体重が2,000グラム以下、又は生活力が弱いなど未熟性が強く入院治療が必要とされる乳児 ・指定医療機関に限る	健康推進課 TEL 0476-93-4121 FAX 0476-93-2422
結核児童の療育医療	結核で長期間入院治療中の児童に対して、医療費及び療養生活に必要な日用品・学習品等費用の一部を公費負担します。	印旛健康福祉センター [印旛保健所成田支所] TEL 0476-26-7231 FAX 0476-26-4760

自立支援医療

指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし、所得区分及び症状等から負担上限月額が設定される場合があります。

※ この適用を受けるには、社会福祉課へ事前申請が必要となります。

▼ 更生医療と育成医療

① 更生医療

身体に障害のある方に、日常生活能力や職業能力等を回復・獲得していただくために行う医療です。したがって、対象は永続する障害そのものであり、疾病や外傷の治癒を目的とした一般医療とは異なります。

また、適用範囲は身体障害者手帳に記載されている障害内容と因果関係があり、障害の除去又は軽減が見込まれるものに限定されます。

② 育成医療

身体に障害のある児童（満18歳未満の者）又は放置しておくに身体に障害を残す疾患のある児童で、治療効果が期待できる児童に対して医療の給付を行います。

更生・育成医療の適用例等

障害の種類		手術等の名称
視	覚 障 害	水晶体摘出術、角膜移植術、義眼包埋術等
聴	覚 障 害	外耳道形成術、人工内耳等
音声機能、 く 機 能 障 害	言語機能又はそしや 機 能 障 害	口唇形成術、口蓋形成術、歯科矯正療法等
肢 体	不 自 由	人工関節置換術、関節固定術、骨切り術等
内部機能 障 害	腎 臓 機 能 障 害	人工透析、腎移植術等
	心 臓 機 能 障 害	経皮的冠動脈形成術、冠動脈バイパス術、 弁置換術、ペースメーカー植込み術等
	小 腸 の 機 能 障 害	中心静脈栄養法
	免 疫 機 能 障 害	抗H I V療法、免疫調節療法等
	肝 臓 機 能 障 害	肝移植術、抗免疫療法等

注) 例示した「手術等の名称」は一部です。

▼ 精神通院医療

精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒症又はその依存症、知的障害、精神病質、その他の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にあるものです。

*精神通院医療の公費負担について

・原則として1割の自己負担となりますが、所得水準及び疾病・病状に応じて月の負担額に上限が設定されています。**有効期間は1年間**です。医療機関及び薬局は、県が指定した自立支援医療機関が対象となります。事前に申請し、認定を受けることが必要です。（更生医療・育成医療共通）

・有効期限の3か月前から更新手続きができます。診断書の提出は、2年に一度です。有効期限が過ぎた場合は、診断書の再提出が必要な場合があります。（精神通院医療のみ）

※指定自立支援医療機関

自立支援医療費の支給は、県が指定した指定自立支援医療機関（薬局を含む。）での医療（調剤）が対象となります。

【問い合わせ先】社会福祉課

TEL 0476-93-4192

FAX 0476-93-2422

5 障害福祉サービス

【問い合わせ先】

社会福祉課 TEL 0476-93-4192

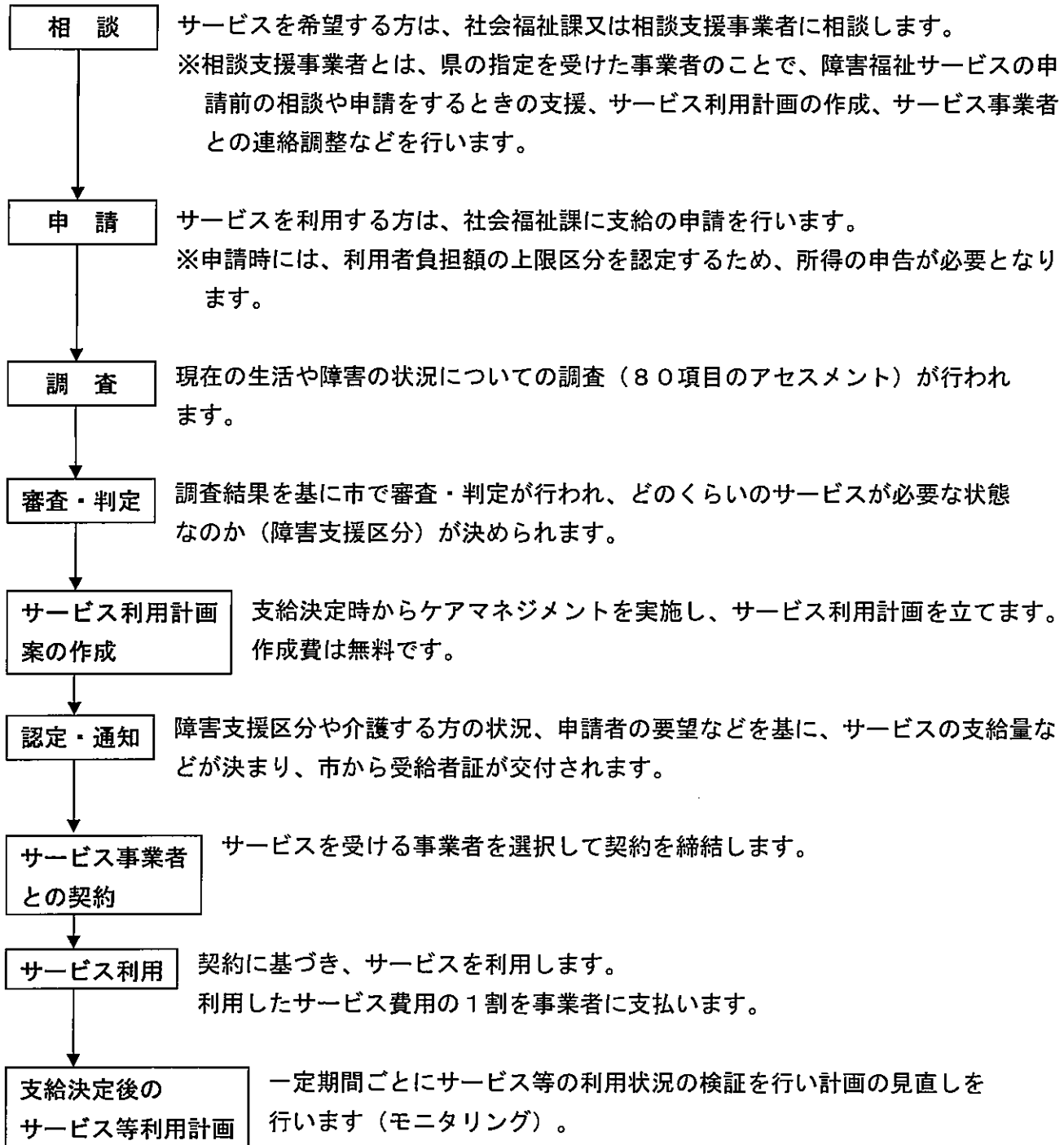
FAX 0476-93-2422

対象：各種手帳をお持ちの方、自立支援（精神通院）受給者証をお持ちの方、難病等（24頁参照）で障害のある方

▼障害福祉サービスには、介護給付（居宅介護、重度訪問介護、行動支援、短期入所、療養介護、生活介護など）及び訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助など）があります。

▼サービスを利用するには

※申請から認定までは、ある程度の期間がかかりますので、遅くともサービス利用希望日の1ヶ月前までには、申請してください。



▼利用者負担

利用者は、原則として利用したサービスにかかる費用の1割をお支払いいただくこととなります。ただし、所得に応じて上限が決められていて、負担が重くならないようになっています。残りの9割は、市と県、国が負担します。また、世帯の市民税の課税状況やサービス利用者の収入などにより、1か月に負担する費用の上限額が定められています。

障害者の利用者負担

区分	対象となる人	上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

障害児の利用者負担

区分	対象となる人	上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割28万円未満) A(通所施設、ホームヘルプ利用の場合) B(入所施設利用の場合)	A…4,600円 B…9,300円
一般2	上記以外	37,200円

▼所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18・19歳を除く。)	障害のある方とその配偶者
18歳未満の障害児 (施設に入所する18・19歳を含む。)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※介護保険のサービスが利用できる方は、障害者の制度に優先して、介護保険の制度を利用していただくことが原則となりますので、ご注意ください。医療保険の加入者(40歳から64歳まで)のうち、下記の疾病に該当する方は介護保険制度のサービスに該当する可能性があります。

- 初老期の認知症 ●筋萎縮性側索硬化症(ALS)
 - 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
 - 脊髄小脳変性症 ●多系統萎縮症(シャイ・ドレーガー症候群など)
 - 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
 - 関節リウマチ ●後縦靭帯骨化症 ●脊柱管狭窄症 ●閉塞性動脈硬化症
 - 骨折を伴う骨粗しょう症 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - 慢性閉塞性肺疾患(肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息など)
 - 脳血管疾患(脳梗塞、脳出血など) ●早老症
 - がん(医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったものに限る)
- 【問い合わせ先】高齢者福祉課 TEL 0476-93-4980

障害者を対象としたサービス

サービス名	サービス内容	対象となる方
介護給付		
居宅介護	居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。	区分1以上の方
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常時介護を要する障害者に、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出時における移動中の介護を総合的にを行います。	区分4以上の方で 二肢以上に麻痺があり、認定調査項目の「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること
行動援護	知的障害又は精神障害により、行動することが著しく困難で常時介護が必要な障害者等が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。	区分3以上で、認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が10点以上である方
同行援護	視覚障害者の移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の支援、排せつ又は食事の介護等を行います。	区分なしでも利用可能 ・同行援護アセスメント票の項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が1点以上の者。 ・障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか1つが「支援不要」以外と認定。）
療養介護	医療を要する障害者で常時介護を要する方に、主として昼間に病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活上の世話をします。	筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等で区分6以上の方 筋ジストロフィー、重症心身障害者で区分5以上の方 利用期間の制限なし
生活介護	常時介護を要する障害者に、主として昼間に障害者支援施設等において入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。	区分3以上の方（施設入所者は区分4以上の方）、年齢50歳以上の場合は、区分2以上の方（施設入所者は区分3以上の方） 利用期間の制限なし
短期入所	居宅において介護を行う方の、疾病その他の理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所をする障害者等に、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。	区分1以上の方
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等で、その介護の必要の程度が著しく高いものにつき、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。	区分6以上で意思疎通に著しい困難を有する方で、 【1】重度訪問介護の対象で四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者で、 ・気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 ・最重度知的障害者 【2】認定調査項目の行動関連項目等の合計点数が15点以上の方

施設入所支援	施設に入所する障害者に、主として夜間に入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。	生活介護利用者は、区分4以上の方（50歳以上の場合は、区分3以上の方） ・自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である方など
--------	---	--

訓練等給付		
自立訓練	自立した生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。	日常生活や社会生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等を図るため、一定の支援が必要な方
就労移行支援	就労を希望する障害者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	65歳未満の方 利用期間標準24か月
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	A型（雇成型）：65歳未満の方、雇用契約を結ぶ 利用期間制限なし B型（非雇成型）：就労に結びつかなかった方 利用期間の制限なし
共同生活援助（グループホーム）	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者に、主として夜間に、共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助を行います。	知的障害者、精神障害者 利用期間の制限なし

障害児を対象としたサービス

障害児通所支援		
児童発達支援 医療型児童発達支援	身近な地域の障害児支援の専門機関（事業）として、通所利用の障害児への支援だけでなく、その家族を対象とした支援や、保育所等の障害児を預かる施設に対する援助等を行います。 （医療の提供がある方は医療型）	身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを提供します。	就学している障害児
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合にサービスを提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。	保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児 ※「集団生活への適用度」から支援の必要性を判断。発達障害児、その他の気になる児童

令和5年4月1日現在の障害者総合支援法の対象疾病一覧(366疾病)

※ 新たに対象となる疾病 (6疾病)

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病 (29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	64	眼皮膚白皮症	127	混合性結合組織病
2	アイザックス症候群	65	偽性副甲状腺機能低下症	128	鰓耳腎症候群
3	I g A腎症	66	ギャロウェイ・モフト症候群	129	再生不良性貧血
4	I g G 4 関連疾患	67	急性壊死性脳症 ○	130	サイトメガロウイルス角膜炎 ○
5	亜急性硬化性全脳炎	68	急性網膜壊死 ○	131	再発性多発軟骨炎
6	アジソン病	69	球脊髄性筋萎縮症	132	左心低形成症候群
7	アッシャー症候群	70	急速進行性糸球体腎炎	133	サルコイドーシス
8	アトピー性脊髄炎	71	強直性脊椎炎	134	三尖弁閉鎖症
9	アペール症候群	72	巨細胞性動脈炎	135	三頭筋素欠損症
10	アミロイドーシス	73	巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)	136	CFC 症候群
11	アラジール症候群	74	巨大動脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)	137	シェーグレン症候群
12	アルポート症候群	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	138	色素性乾皮症
13	アレキサンダー病	76	巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)	139	自己食空胞性ミオパチー
14	アンジェルマン症候群	77	筋萎縮性側索硬化症	140	自己免疫性肝炎
15	アントレー・ピクスラー症候群	78	筋型糖原病	141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症 ※
16	イソ吉草酸血症	79	筋ジストロフィー	142	自己免疫性溶血性貧血
17	一次性ネフローゼ症候群	80	クッシング病	143	四肢形成不全 ○
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	81	クリオピリン関連週期熱症候群	144	シトステロール血症
19	1 p 36 欠失症候群	82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	145	シトリン欠損症
20	遺伝性自己炎症疾患	83	クルーゾン症候群	146	紫斑病性腎炎
21	遺伝性ジストニア	84	グルコーストランスポーター1欠損症	147	脂肪萎縮症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	85	グルタル酸血症1型	148	若年性特発性関節炎
23	遺伝性肺炎	86	グルタル酸血症2型	149	若年性肺気腫
24	遺伝性鉄芽球性貧血	87	クロー・深瀬症候群	150	シャルコー・マリー・トゥース病
25	ウィーバー症候群	88	クローン病	151	重症筋無力症
26	ウィリアムズ症候群	89	クロンカイト・カナダ症候群	152	修正大血管転位症
27	ウィルソン病	90	癲癇重積型 (二相性) 急性脳症	153	ジュベール症候群関連疾患
28	ウエスト症候群	91	結節性硬化症	154	シュワルツ・ヤンペル症候群
29	ウェルナー症候群	92	結節性多発動脈炎	155	徐波睡眠期持続性棘波を示すてんかん性脳症
30	ウォルフラム症候群	93	血栓性血小板減少性紫斑病	156	神経細胞移動異常症
31	ウルリッヒ病	94	限局性皮質異形成	157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
32	HTLV-1 関連脊髄症	95	原発性局所多汗症 ○	158	神経線維腫症
33	A T R - X 症候群	96	原発性硬化性胆管炎	159	神経フェリチン症
34	A D H 分泌異常症	97	原発性高脂血症	160	神経有棘赤血球症
35	エーラス・ダンロス症候群	98	原発性側索硬化症	161	進行性核上性麻痺
36	エプスタイン症候群	99	原発性胆汁性胆管炎	162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 ※
37	エプスタイン病	100	原発性免疫不全症候群	163	進行性骨化性線維異形成症
38	エマヌエル症候群	101	顕微鏡の大腸炎 ○	164	進行性多巣性白質脳症
39	遠位型ミオパチー	102	顕微鏡的多発血管炎	165	進行性白質脳症
40	円錐角膜 ○	103	高 I g D 症候群	166	進行性ミオクローヌステんかん
41	黄色靭帯骨化症	104	好酸球性消化管疾患	167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
42	黄斑ジストロフィー	105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
43	大田原症候群	106	好酸球性副鼻腔炎	169	スタージ・ウェーバー症候群
44	オクシピタル・ホーン症候群	107	抗糸球体基底膜腎炎	170	スティーヴンス・ジョンソン症候群
45	オスラー病	108	後縦靭帯骨化症	171	スミス・マガニス症候群
46	カーニー複合	109	甲状腺ホルモン不応症	172	スモン ○
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	110	拘束型心筋症	173	脆弱 X 症候群
48	潰瘍性大腸炎	111	高チロシン血症1型	174	脆弱 X 症候群関連疾患
49	下垂体前葉機能低下症	112	高チロシン血症2型	175	成人ステル病
50	家族性地中海熱	113	高チロシン血症3型	176	成長ホルモン分泌亢進症
51	家族性低βリポタンパク血症1 (ホモ接合体) ※	114	後天性赤芽球病	177	脊髄空洞症
52	家族性良性慢性天疱瘡	115	広範脊髄管狭窄症	178	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)
53	カナハン病	116	膠様滴状角膜炎ジストロフィー	179	脊髄髄膜瘤
54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	117	抗リン脂質抗体症候群	180	脊髄性筋萎縮症
55	歌舞伎症候群	118	コケイン症候群	181	セピアデリン還元酵素 (SR) 欠損症
56	ガラクトース-1-リン酸フルクトシルトランスフェラーゼ欠損症	119	コステロ症候群	182	前眼部形成異常
57	カルニチン回路異常症	120	骨形成不全症	183	全身性エリテマトーデス
58	加齢黄斑変性	121	骨髄異形成症候群 ○	184	全身性強皮症
59	肝型糖原病	122	骨髄線維症 ○	185	先天異常症候群
60	間質性膀胱炎 (ハンナ型)	123	ゴナドトロピン分泌亢進症	186	先天性横隔膜ヘルニア
61	環状20番染色体症候群	124	5p欠失症候群	187	先天性核上性球麻痺
62	関節リウマチ	125	コフィン・シリス症候群	188	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
63	完全大血管転位症	126	コフィン・ローリー症候群	189	先天性魚鱗癬

令和5年4月1日現在の障害者総合支援法の対象疾病一覧(366疾病)

※ 新たに対象となる疾病 (6疾病)

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病 (29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
190	先天性筋無力症候群	249	ドラベ症候群	308	閉塞性細気管支炎
191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	250	中條・西村症候群	309	β-ケトチオラーゼ欠損症
192	先天性三尖弁狭窄症	251	那須・ハコラ病	310	ペーチェット病
193	先天性腎性尿崩症	252	軟骨無形成症	311	ベスレムミオパチー
194	先天性赤血球形成異常性貧血	253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	312	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
195	先天性僧帽弁狭窄症	254	22q11.2 欠失症候群	313	ヘモクロマトーシス ○
196	先天性大脳白質形成不全症	255	乳幼児肝巨大血管腫	314	ペリー症候群
197	先天性肺静脈狭窄症	256	尿素サイクル異常症	315	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
198	先天性風疹症候群 ○	257	ヌーナン症候群	316	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く)
199	先天性副腎低形成症	258	ネイル/パラダ症候群 (肌腫瘍症候群) / LMX1B 関連障害	317	片側巨脳症
200	先天性副腎皮質酵素欠損症	259	ネフロン癆 ※	318	片側痙攣・片麻痺・てん
201	先天性ミオパチー	260	脳クレアチン欠乏症候群 ※	319	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
202	先天性無痛無汗症	261	脳髄黄色腫症	320	発作性夜間ヘモグロビン尿症
203	先天性葉酸吸収不全	262	脳表ヘモジデリン沈着症	321	ホモシスチン尿症 ※
204	前頭側頭葉変性症	263	膿疱性乾癬	322	ポルフィリン症
205	早期ミオクロニー脳症	264	嚢胞性線維症	323	マリネスコ・シェーグレン症候群
206	総動脈幹遺残症	265	パーキンソン病	324	マルファン症候群
207	総排泄腔遺残	266	バージャー病	325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
208	総排泄腔外反症	267	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	326	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
209	ソトス症候群	268	肺動脈性肺高血圧症	327	慢性再発性多発性骨髄炎
210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	269	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)	328	慢性痔炎 ○
211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	270	肺胞低換気症候群	329	慢性特異性偽性腸閉塞症
212	大脳皮質基底核変性症	271	ハッチンソン・ギルフォード症候群	330	ミオクロニー欠神てんかん
213	大理石骨病	272	バッド・キアリ症候群	331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
214	ダウン症候群 ○	273	ハンチントン病	332	ミトコンドリア病
215	高安動脈炎	274	汎発性特異性骨増殖症 ○	333	無虹彩症
216	多系統萎縮症	275	P C D H 19 関連症候群	334	無脾症候群
217	タナトフォリック骨異形成症	276	非ケトーシス型高グリシニン血症	335	無βリポタンパク血症
218	多発血管炎性肉芽腫症	277	肥厚性皮膚骨膜炎	336	メーブルシロップ尿症
219	多発性硬化症/視神経脊髄炎	278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	337	メチルグルタコン酸尿症
220	多発性軟骨性外骨腫症 ○	279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	338	メチルマロン酸血症
221	多発性嚢胞腎	280	肥大型心筋症	339	メビウス症候群
222	多脾症候群	281	左肺動脈右肺動脈起始症	340	メンケス病
223	タンジール病	282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	341	網膜色素変性症
224	単心室症	283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	342	もやもや病
225	弾性線維性仮性黄色腫	284	ピッカースタッフ脳幹脳炎	343	モワット・ウイルソン症候群
226	短腸症候群 ○	285	非典型溶血性尿毒症候群	344	薬剤性過敏症候群 ○
227	胆道閉鎖症	286	非特異性多発性小腸潰瘍症	345	ヤング・シンプソン症候群
228	遅発性内リンパ水腫	287	皮膚筋炎/多発性筋炎	346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
229	チャージ症候群	288	びまん性汎細気管支炎 ○	347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	289	肥満低換気症候群 ○	348	4p 欠失症候群
231	中毒性表皮壊死症	290	表皮水疱症	349	ライソゾーム病
232	腸管神経節細胞僅少症	291	ヒルシュスブルング病 (全結腸型又は小腸型)	350	ラスムッセン脳炎
233	TSH 分泌亢進症	292	VATER 症候群	351	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
234	TNF 受容体関連週期性症候群	293	ファイファー症候群	352	ランドウ・クレフナー症候群
235	低ホスファターゼ症	294	ファロー四徴症	353	リジン尿性蛋白不耐症
236	天疱瘡	295	ファンコニ貧血	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	296	封入体筋炎	355	両大血管右室起始症
238	特異性拡張型心筋症	297	フェニルケトン尿症	356	リンパ管腫瘍/ゴーンハム病
239	特異性間質性肺炎	298	フォンタン術後症候群 ○	357	リンパ管筋腫症
240	特異性基底核石灰化症	299	複合カルボキシラーゼ欠損症	358	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
241	特異性血小板減少性紫斑病	300	副甲状腺機能低下症	359	ルビンシュタイン・テイビ症候群
242	特異性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	301	副腎白質ジストロフィー	360	レーベル遺伝性視神経症
243	特異性後天性全身性無汗症	302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
244	特異性大腿骨頭壊死症	303	ブラウ症候群	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
245	突発性多中心性キャッスルマン病	304	ブラダー・ウィリ症候群	363	レット症候群
246	特異性門脈圧亢進症	305	プリオン病	364	レノックス・ガストー症候群
247	特異性両側性感音難聴	306	プロピオン酸血症	365	ロスモンド・トムソン症候群
248	突発性難聴 ○	307	PRL 分泌亢進症 (高プロラクチン血症)	366	肋骨異常を伴う先天性側弯症

6 在宅生活援助・就労支援

在宅生活の援助

サービスの利用に当たっては、社会福祉課にご相談ください。

名 称	対 象	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者	<p>社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。</p> <p>* 費用負担は、原則1割負担 (低所得(市民税非課税)の障害者及び障害児は、費用負担は無料)</p>
日中一時支援事業	A型 日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者(原則18歳以上) ただし、市長が必要と認めた場合のみ	<p>障害者等の日中における活動の場の確保(日中預かり)を支援します。</p> <p>* 費用負担は、原則1割負担 (低所得(市民税非課税)の障害者及び障害児は、費用負担は無料)</p>
	B型 日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者(原則13歳から)	
	サンデーショート 土・日の閉校日において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害児(原則13歳未満)	
デイサービス事業	地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図ることを必要とする障害者(原則18歳以上で身体、療育の手帳を両方所持する方)	<p>施設に通い、入浴、食事、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を支援します。</p> <p>* 費用負担は、原則1割負担 (低所得(市民税非課税)の障害者及び障害児は、費用負担は無料)</p>
訪問入浴サービス事業	自宅において自力、あるいは家族の介護のみで入浴が困難な身体障害者及び難病患者	<p>訪問入浴車を家庭に派遣します。</p> <p>年24回(原則月に2回)の利用ができます。</p> <p>* 費用負担は、原則1割負担 (低所得(市民税非課税)の障害者及び難病患者は、費用負担は無料)</p>
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の方で、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれがあると認められる方	<p>居宅介護従事者等を居宅に派遣し、必要な支援(生活支援・家事援助)を行います。</p> <p>* 費用負担は、原則1割負担 (低所得(市民税非課税)の障害者及び障害児は、費用負担は無料)</p>
声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害者	<p>音声訳により、「広報とみさと」や「こんにちはとみさと議会です」などを発行(月1回)します。</p>

福祉タクシー事業	身体障害者手帳1・2級所持者(下肢・体幹・視覚障害は3級も該当) 療育手帳㉔・Aの1・Aの2・㉔の1・㉔の2所持者 精神障害者保健福祉手帳1級の所持者	重度心身障害者が外出のために市が指定したタクシー会社のタクシーを利用したとき、料金の半額を助成します。(限度額1,000円) 市役所社会福祉課で助成券の交付を受け、運転者に手帳と助成券を提示することにより助成を受けることができます。	
地域活動支援センター	I型	市内に居住する障害者及びその家族等	専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業と合わせて相談支援事業を実施します。
	II型	療育手帳及び身体障害者手帳を所持する障害者	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
	III型	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の第4条に規定する障害者	障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行う事業です。

就労支援

サービスの利用に当たっては、市役所社会福祉課にご相談ください。

名 称	対 象	内 容
知的障害者職親委託事業	知的障害者	知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人(職親)に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。 *費用負担なし
自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳(4級以上)または療育手帳を所持する障害者で、就職等社会参加に効果があると認められる場合	免許取得教習に要した費用の3分の2を助成します。(限度額10万円)
自動車改造費の助成	身体障害者手帳(2級以上)の上肢・下肢又は、体幹機能障害者で、就労等に伴い自ら運転する自動車を改造する場合	改造費の一部を助成します。(限度額10万円、所得制限あり)

※障害者の就労に関する相談等については、各種相談機関をご活用ください(P58参照)

【問い合わせ先】社会福祉課

TEL 0476-93-4192

FAX 0476-93-2422

その他の地域生活支援

ア 意思疎通支援事業

・手話通訳者・要約筆記者の派遣

社会福祉課に手話通訳者を配置し、庁内に同行して窓口でのコミュニケーションのお手伝いをします。また、日常生活を営むために必要な場合（通院、学校行事など）に手話通訳者又は中途失聴者・難聴者の方には、話し言葉を要約して文字で伝える要約筆記者を派遣します。

《派遣の申請方法》

所定の派遣申請書に必要事項を記入し、社会福祉課窓口を持参いただくかFAXで依頼してください。

※利用日が分かっている場合はできるだけ早めに依頼してください。

※費用は無料です。

【受付窓口】

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

市役所社会福祉課 FAX 0476-93-2422

TEL 0476-93-4192

※時間外、急病や事故など緊急を要する場合、土・日・祝日・年末年始等は千葉聴覚障害者センターに直接FAXしてください。

【受付窓口】

(社)千葉県聴覚障害者協会 千葉聴覚障害者センター

平日 午前9時～午後9時

土・日・祝日 午前9時～午後5時30分

FAX 043-308-6400

TEL 043-308-6373

※年末年始はFAXのみの対応

※年末年始・5月の連休の午後5時30分～午後9時までは、下記のFAX番号に送ってください。

FAX 043-242-0050

イ 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

目と耳の両方に不自由を感じている方（盲ろう者）へコミュニケーションと移動の支援を行う通訳・介助員の派遣を行います。

派遣の対象者は、千葉県内に居住し身体障害者手帳の視覚及び聴覚障害の重複による障害の程度が1級又は2級の方。

注記：次のような方も該当する場合がありますのでご相談ください。

- ・視覚に障害があり、聞こえにくくなっている方
- ・聴覚に障害があり、見えにくくなっている方

※費用は無料です。

【問い合わせ先】

NPO法人千葉盲ろう者友の会

〒262-0024 千葉市花見川区浪花町956-3 ファミリールハイツ浪花102号

TEL/FAX 043-310-3008

月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分（祝祭日、年末年始を除く）

ウ 成年後見人制度利用助成

判断能力が不十分な方々は、財産の管理や福祉サービスの利用契約、遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難だと考えられます。また、悪質な商法の被害に遭う恐れもあります。

成年後見制度とは、契約を障害者本人に代わって行ったり（代理権）、本人が誤った判断で契約をした場合は、その契約を取り消すことができる（同意権・取消権）などの権限を家庭裁判所が選任した成年後見人等（補助人、保佐人、成年後見人、任意後見人）に与え、障害者本人の生活状況に応じた保護や支援を行う制度です。

当該利用支援事業は、成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、経済的な理由によって利用できない障害者に対して助成する制度です。

対象となる障害者は、介護保険サービスや障害者自立支援法を利用し、また、利用しようとする身寄りのない知的障害者や精神障害者です。

成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見報酬の全部又は一部を助成します。

エ デイケアクラブ

「日常生活が思うようにできない」、「人と交流するのが苦手」などの悩みを持つ精神障害者の社会参加を目的とした集団活動の場です。

対象：18歳以上の精神科等を定期的に通院されている方

日時：毎月第3金曜日、午後

※日時は変更することがあります。日時・内容については、お問い合わせください。

【問い合わせ先】社会福祉課

TEL 0476-93-4192

FAX 0476-93-2422

7 補装具・日常生活用具

補装具費の支給

身体障害者や難病患者が車いすなどの補装具の購入、修理及び借受けする際にかかる費用が、原則1割となります。所得制限や所得に応じた自己負担の上限額が設定されています。

低所得（市民税非課税）世帯については、費用負担は無料となります。

《注意》この制度は、購入前に市役所社会福祉課への事前申請が必要です。購入後の申請は受理できませんのでご注意ください。

障害	補装具名	手続き	費用負担
視覚障害	・視覚障害者用安全つえ ・眼鏡、義眼	1 補装具費支給（購入・修理） 申請書提出	原則1割負担
聴覚障害	・補聴器	2 判定 新規及び耐用年数以内の再交付は、障害者相談センターの判定や医師の診断書が必要な場合があります。（随時問い合わせてください。）	
肢体不自由	・義手 ・義足 ・装具（下肢・靴型・体幹・上肢） ・車いす ・電動車いす ・歩行器 ・座位保持装置 ・頭部保持具 ・排便補助具 ・歩行補助杖（1本杖は除く。） ・重度障害者用意思伝達装置	3 補装具費支給券及び決定通知送付 4 製作 5 納入 6 補装具費を業者に支払い（代理受領方式であれば自己負担分のみ支払い） 7 補装具費の全額を支払った場合のみ市に請求	

日常生活用具の給付・貸付

☆心身障害者（児）、難病患者

日常生活の便宜を図るため、障害の程度等により、下記の種目の給付を行います。

*原則1割の自己負担があります。（低所得（市民税非課税）の障害者及び障害児世帯については、費用負担は無料です。）

※ 取付工事を要する場合、工事費の一部を助成する場合があります。

《注意》この制度は、購入前に社会福祉課までご相談ください。

（※事前に申請が必要です。）

購入後の申請は受け付けませんので、ご注意ください。

☆小児慢性特定疾病児童

日常生活の便宜を図り、保護者の負担を軽減するために下記の種目の給付を行います。

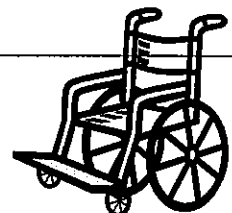
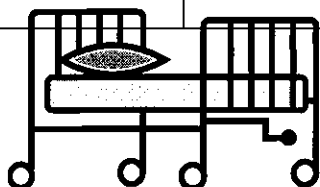
*世帯の所得に応じた自己負担額があります。

《注意》この制度は、購入前に社会福祉課までご相談ください。

（※事前に申請が必要です。）

購入後の申請は受け付けませんので、ご注意ください。

対象者	種目
視覚障害者等	視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字タイプライター、電磁調理器 電磁調理器、視覚障害者用時計、視覚障害者用読書器、 視覚障害者用体重計、点字器、視覚障害者用体温計、点字図書、 視覚障害者用活字文書読上げ装置、歩行時間延長信号機用小型送信機、点 字ディスプレイ、視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ、 視覚障害者用血圧計
聴覚障害者、音声・ 言語機能障害等	聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受 信装置、火災警報器、ファックス（貸与）、携帯用会話補助装置
肢体不自由等	入浴担架、入浴補助用具、便器、特殊便器、紙おむつ、収尿器、特殊尿器、 特殊寝台、特殊マット、体位変換器、ストマ、居宅生活動作補助用具、 訓練いす、訓練用ベッド、移動用リフト、移動・移乗支援用具、 T字状・棒状の杖、情報・通信支援用具、人工喉頭、福祉電話（貸与）
知的障害者等	頭部保護帽
腎臓障害、呼吸機能 障害等	透析液加温器、ネブライザー、酸素ボンベ運搬車、電気式たん吸引器、 パルスオキシメーター
障害等級2級以上で 火災の感知避難が著 しく困難な障害者の みの世帯等	自動消火器、家具転倒防止器具の取付、火災警報器
小児慢性特定疾病 児童	クールベスト、紫外線カットクリーム、人工鼻



軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

難聴児の健全な言語及び社会性の発達を支援するために、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児の保護者の方に補聴器購入に要する費用の一部を助成します。

【対象者】

次のいずれにも該当する18歳未満の児童の保護者

- 1 富里市内に住所を有する者
- 2 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない者
※指定医療機関の医師が補聴器装用の必要を認めた場合は、30デシベル未満でも該当になる場合があります。
- 3 指定医療機関の医師が、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が期待できると判断した者

【手続き】

《注意》この制度は、購入前に社会福祉課までご相談ください。

(※事前に申請が必要です。)

購入後の助成金交付申請は受け付けませんので、ご注意ください。

① 申請

《申請書、医師の意見書、補聴器販売業者が作成した見積書を社会福祉課に提出》

② 助成の決定

《富里市から支給決定通知書を送付》

助成の額は算定基礎額の3分の2を乗じて得た額とします。ただし、千円未満は切り捨てます。

(3分の1は自己負担)

補聴器は装用効果の高い側の耳に片側装用が原則です。ただし、教育又は生活上必要と認めた場合は両側に装用することができます。

③ 補聴器販売業者から補聴器を購入

④ 助成金の請求

《請求書、口座振込依頼書、領収書を社会福祉課に提出》

指定した金融機関の口座への振込

【問い合わせ先】社会福祉課

TEL 0476-93-4192

FAX 0476-93-2422

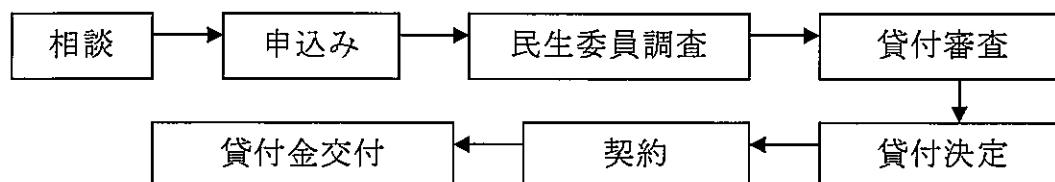
8 その他生活支援

(1) 生活福祉資金の貸付

富里市社会福祉協議会を通じて資金の貸付を行います。
貸付には、さまざまな条件や書類等が必要となります。

資金の種類		対象世帯	貸付限度額
総合支援資金	生活支援費	失業者世帯	(2人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 貸付期間 12月以内
	住宅入居費	失業者世帯	40万円以内
	一時生活再建費	失業者世帯	60万円以内
福祉資金	福祉費	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	580万円以内 資金の用途に応じて目安額を設定
	緊急小口資金	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	10万円以内
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯	(高校) 月3.5万円以内 (高専・短大) 月6万円以内 (大学) 月6.5万円以内
	就学支度費	低所得世帯	50万円以内
型 不動産担保 生活資金	不動産担保型生活資金	高齢者世帯	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護世帯	・土地及び建物の評価額の70%程度 ・生活扶助額の1.5倍以内

貸付までの流れ



☆ 富里市社会福祉協議会、又は居住地の民生委員児童委員へご相談の上、お申し込みください。

☆ 申込みに必要な書類

- ・借入れ申込書・借入れ申込内容、金額を証明するもの
- ・借入れ申込人、連帯保証人の所得を証明するもの（源泉徴収票、市町村の発行する所得証明書等）
- ・印鑑登録証明書（貸付決定後、資金交付の時）
- ・その他富里市社会福祉協議会で指定するもの

☆ 貸付及び返済の条件

- ・貸付金利子は資金によって違います。
- ・原則として連帯保証人が必要です。
- ・一定の据置期間終了後、銀行・郵便局から口座自動引落とし又は振込により返済していただきます。

【問い合わせ先】 富里市社会福祉協議会 TEL 0476-92-2451
FAX 0476-92-2495

（２）グループホーム等家賃補助

グループホーム等に入居している障害者が、事業者を支払った家賃の半額（月額25,000円を限度。ただし、特定障害者特別給付費が支給される場合は、家賃からその額を控除した額の2分の1とし、月額20,000円を限度。）を助成します。（所得制限あり）

【問い合わせ先】 社会福祉課 TEL 0476-93-4192
FAX 0476-93-2422

（３）福祉カー貸出事業

心身障害者（児）及び介護が必要な高齢者の社会参加を促進するため、障害者の家族などに無償（燃料費自己負担）で福祉車両（車いす仕様車）を貸し出します。利用期間は、原則として2日以内で1か月3回までです。ご利用の際には、予約が必要です。

【問い合わせ先】 高齢者福祉課 TEL 0476-93-4981
FAX 0476-93-2215

（４）車いす貸出事業

障害のある方（身体の不自由な方）で介護保険対象外の方や介護保険では借用できない方、又は事故や怪我などにより一時的に車いすが必要な場合、原則3か月以内（必要に応じ延長可能）無料で貸し出します。

【問い合わせ先】 富里市社会福祉協議会 TEL 0476-92-2451
FAX 0476-92-2495

(5) 投票制度

障害のある方も等しく選挙権を行使していただくために、次のような制度を設けています。

詳しくは市選挙管理委員会へお問い合わせください。

- ・代理投票

障害などのために字を書くことが困難な方は、投票所で申し出てください。

- ・点字投票

視覚に障害のある方は、点字で投票することができます。投票所で点字で投票したい方は申し出てください。

- ・郵便等による不在者投票

身体障害者手帳の交付を受けている方（一定基準以上の障害に該当する方）や介護保険法の要介護者で区分が『要介護5』に該当する方などは、郵便で投票することができます。投票には、事前に『郵便等投票証明書』の交付を受ける必要がありますので、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

- ・郵便等による不在者投票代理記載

上記の郵便等による不在者投票ができる方のうち、上肢又は視覚の障害程度が1級の方等は上記の申請の他に、代理記載をさせることができる選挙人であることの証明を受けるための申請、代理記載人の届出が必要となります。

- ・指定病院や指定施設に入院・入所している方の不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定している病院や施設に入院・入所している方は、不在者投票ができます。入院・入所中の病院・施設へご確認ください。

【問い合わせ先】市選挙管理委員会 TEL 0476-93-1113
FAX 0476-93-9954

9 公共交通等助成・割引

(1) 障害者通所施設交通費助成

障害者施設に交通機関や自家用自動車に通所している方に、交通費を助成します。

対象サービス 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターⅢ型

・交通機関利用者	上限	10,000円/月
・自家用自動車利用者	1km以上5km未満	1,000円/月
	5km以上	2,000円/月
・支給月	10月、4月	

【問い合わせ先】社会福祉課 TEL 0476-93-4192

FAX 0476-93-2422

(2) 移送サービス

障害者や高齢者などで公共交通機関を利用することが困難な方を対象に行う、有償による移送（送迎）サービスです。

対象者 重度の心身障害者、介護保険の要介護・要支援認定者で、独居の方や特別な事情により家族等が医療機関等へ送迎ができない状態であり、1人でバス等の公共交通機関を利用することが非常に困難な方

利用目的 医療機関、官公庁、福祉施設、金融機関、在宅福祉サービスを提供する施設への送迎

利用範囲 概ね片道20km以内

利用回数 月4回まで

運航日等 月～金曜日の午前9時～午後4時（祝日、年末年始を除く。）

利用料 片道400円（市町村民税課税世帯）
片道200円（市町村民税非課税世帯）

【問い合わせ先】高齢者福祉課 TEL 0476-93-4981

FAX 0476-93-2215

【委託事業者】富里市社会福祉協議会 TEL 0476-92-2451

FAX 0476-92-2495

(3) JR（旅客鉄道株式会社）運賃割引

身体障害者手帳・療育手帳の所持者及びその介護者が割引の対象となります。

種別	乗車の形態	割引の対象となる乗車券	割引率	距離制限
1種	介護者同乗	普通乗車券、急行券、回数券、定期券	5割	制限なし
	本人単独	普通乗車券		100kmを越えて (片道)
2種	本人単独	普通乗車券		100kmを越えて (片道)

- * 介護者同乗の場合は、手帳所持者同一の乗車券を購入することとなります。
- * 12歳未満の2種障害児は、介護者同乗の場合、定期券についても割引対象者となります。
- * 乗車券購入窓口で手帳を呈示すれば割引を受けられます。

(4) 各私鉄運賃割引

JRと同様に各私鉄においても、身体障害者手帳・療育手帳の所持者及びその介護者が割引の対象となります。

また、鉄道会社によっては精神障害者手帳の所持者及びその介護者も割引対象になる場合があります。

詳細については、各鉄道会社へお問い合わせください。

(5) バスの旅客運賃割引

障害者手帳を所持する方が路線バスを利用した場合の運賃が割引となります。

対象者	種類	割引率	手続き
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳 	普通乗車券	5割	運賃支払い時に手帳を呈示してください。
	定期乗車券	3割	

※バス会社によって、取扱いが異なることがありますので、詳細については、各バス会社へお問い合わせください。

(6) 有料道路通行料金の割引

身体障害者が自ら自動車（営業用車を除く。）を運転する場合又は身体障害者手帳保持者若しくは療育手帳保持者のうち、重度の障害のある方が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合に、割引の対象となります。

社会福祉課で登録申請し、手帳を呈示することにより、料金の割引を受けることができます。自動車の登録は、手帳保持者1名につき1台までとなります。

運 転 者	自動車の所有者	必要な書類	割引率	備 考
身体障害者 (旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額第1種・ 第2種)	・本人、配偶者、直 系血族及びその配偶 者、兄弟姉妹及びそ の配偶者(同居・別 居不問) ・同居の親族等	車 検 証 運 転 免 許 証 手 帳	5 割	営業用 の自動 車は対 象にな りませ ん
重度の身体障害者又 は重度の知的障害者 が乗車し、その移動 のために介護者が運 転する場合 (旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額 第1種 のみ)	・本人、配偶者、直 系血族及びその配偶 者、兄弟姉妹及びそ の配偶者(同居・別 居不問) ・同居の親族等 (これらの者が自動 車を所有していない 場合、当該重度障害 者を継続して、日常 的に介護している 者)			

E T Cをご利用の場合、上記の書類の他に次の物が必要になります。

- ・ E T Cカード(原則として障害者本人名義の物に限ります。)
- ・ 登録を希望される自動車に取り付けた車載器の「E T C車載器セットアップ
申込書・証明書」

【問い合わせ先】社会福祉課 TEL 0476-93-4192

FAX 0476-93-2422

(7) 航空運賃の割引(国内線のみ)

満12歳以上の身体障害者手帳及び療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者及
びその介護者が対象となります。

* 割引を受ける場合の手続き及び方法

手 続 き 及 び 方 法		割 引 率
身体障害者手帳所持者	各航空会社支店及び指定代理店 にて手帳を呈示すれば、購入で きます。	割引率は、航空会 社によって異なり ます。
療育手帳所持者		
精神保健福祉手帳所持者		

※ 割引を実施していない航空会社もありますので、ご確認ください。

(8) タクシー運賃割引

千葉県タクシー協会では、障害者等がご乗車の場合、身体障害者手帳又は療
育手帳を呈示した方には、メーター表示額から10%の割引(円単位を切捨
て)を行っています。

(9) 福祉タクシー料金助成

重度心身障害者が、市が指定したタクシー会社のタクシーを利用したとき、料金の半額を助成します。(限度額1,000円)

社会福祉課で助成券の交付を受け、運転者に手帳と助成券を呈示することにより助成を受けることができます。

※助成券の有効期限は、4月1日から3月31日までとなります。

※助成券利用時に手帳番号の記載が必要です。

令和5年3月24日現在

対 象 者	身体障害者手帳1・2級所持者 (下肢・体幹・視覚障害は3級も該当) 療育手帳㊦・㊦の1・㊦の2・Aの1・Aの2所持者 精神障害者保健福祉手帳 1級の所持者		
必要なもの	手帳・印鑑		
利用回数	一人年間24回まで(人工透析を受けている方は48回まで)		
会 社 名	所 在 地	電 話 番 号	
利用できるタクシー会社			
参光タクシー(株)	成田市南平台 1116-5	0476-26-3511	
エミスタタクシー北総(株)	富里市十倉 555-57	0120-810-328	
国際空港交通(株)	成田市馬場 11-5	0476-24-2665	
松崎交通(株)	成田市東和泉 443-18	0476-22-7964	
(株)芝山タクシー	山武郡芝山町境 552	0479-70-8818	
多古タクシー(有)	成田市取香 558-3	0120-762-173	
潤間乗用自動車(有)	印旛郡酒々井町上本佐倉 212	0120-498-151	
東関交通(株)	成田市吉岡 1049-26	0476-73-6630	
(有)相孝	八街市八街は 45-147	043-441-1022	
(株)都市交通タクシー	印西市瀬戸 1733-10	0476-98-1251	
(有)大成交通	印西市造谷 545-1	0476-99-1195	
京成タクシー佐倉(株)	佐倉市太田 2306-4	0120-37-5519	
京成タクシー成田(株)	成田市花崎町 750の1	0120-37-5519	
志津タクシー(有)	佐倉市先崎 1875	043-487-6729	
介護タクシー会社			
千葉総合介護サービス	富里市日吉台 4-6-14 2F	0476-90-3751	

ハヤシ介護移送サービス	成田市公津の杜 2-41-3	0476-28-5213
ハッピーハート	印旛郡酒々井町上岩橋 141-7	043-496-8886
成田ケアステーション	成田市公津の杜 6-18-3	0476-28-1118
優愛ケアステーション	印旛郡酒々井町中央台 1-23-8	043-496-8844
ケアサポート・ローズタクシー	四街道市栗山 1074	043-310-4392
さかえ介護タクシー	印旛郡 栄町安食ト杭新田 902-33	080-3555-0294
ケアタクシーハピネス	佐倉市西志津 1-11-8-908 号	080-3547-8551
(株)たいが企画	成田市公津の杜 4-6-7	0476-29-5785
(株)サンベ	成田市公津の杜 2-29-3	0476-27-6487 090-8893-1310
エイトタウン	八街市大木 641-38	090-3238-3393
(株)すばる	山武郡芝山町岩山 2266	0120-707-727
Happy heart plus (ハッピーハートプラス)	成田市飯仲 36-21	0476-36-8886
ケア輸送サービス 高橋	香取郡多古町谷三倉 667	0479-75-1411
サムライタクシー	佐倉市上志津原 63-1	080-4735-3671
(株)きよみ介護サービス	富里市日吉台 5-21-13	0476-85-7779
(株)旅友	富里市中沢 1150-6	0476-33-4371
介護タクシー 人力車	佐倉市王子台 1-8-6 1階	043-310-7750
介護タクシー むらた	成田市中台 1-2-112	090-3202-4352
(株)コアラ佐倉	佐倉市中志津 7-1810-10	043-386-2188
介護タクシー和	八街市八街に 45-238	090-4168-8699
水郷エスコート	香取市北 2-14-2 笹本ビル 201	0478-50-2929
介護タクシーたかはし	印旛郡栄町酒直台 1-10-1	080-6702-6171
介護タクシー優	成田市名古屋 1214-8	0476-36-5133
友介護タクシー	印旛郡栄町竜角寺台 4-5-2	080-5648-5589
千葉搬送サービス フリークス	千葉市若葉区谷当町 1026-35	043-239-0887

* 順不同

【問い合わせ先】 社会福祉課 TEL 0476-93-4192
FAX 0476-93-2422

(10) 新デマンド交通

乗降ポイント方式で御利用の方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、後期高齢者医療被保険証、運転経歴証明書をお持ちの方は料金が半額となります。また、ドア・ツー・ドア※の実証運行を実施しています。

※「ドア・ツー・ドア対象者」（市民限定、利用条件あり）

- ・ 70 歳以上の方
- ・ 要介護認定を受けている方
- ・ 障害をお持ちの方と一緒に利用する方
- ・ 停留所まで歩くことが難しい方
- ・ 就学前の乳幼児と一緒に利用する方
- ・ 妊婦の方

料金一覧

	乗降ポイント方式	
	市内	市外
大人	300 円	500 円
小学生	100 円	300 円
後期高齢者、障害者手帳や運転経歴証明書をお持ちの方	150 円	250 円
障害者手帳をお持ちの小学生	50 円	150 円

	ドア・ツー・ドア方式	
	市内	市外
<ul style="list-style-type: none"> ・ 70 歳以上の方 ・ 要介護認定を受けている方 ・ 障害をお持ちの方と一緒に利用する方 ・ 停留所まで歩くことが難しい方 ・ 就学前の乳幼児と一緒に利用する方 ・ 妊婦の方 	400 円	600 円

ドア・ツー・ドア方式は割引制度なし

【問い合わせ先】 経営戦略課

TEL 0476-93-1118

FAX 0476-93-9954

(11) 駐車禁止適用除外

用務先の直近の路上に車両を駐車しなければ車両から用務先へ徒歩により移動することが困難と認められる程度の障害のある方については、駐車規制からの除外措置の対象となる場合があります。

- 対象者
- ・身体障害手帳
 - 視覚障害 1～3級及び4級の一部
 - 聴覚障害 2～3級
 - 平衡機能障害 3級
 - 上肢不自由 1級及び2級の一部
 - 下肢障害 1～4級
 - 体幹機能障害 1～3級
 - 内部障害 1～3級
 - 運動機能障害 1～2級（上肢のみに障害がある場合を除く。）
 - ・療育手帳 A以上
 - ・精神保健手帳 1級
 - ・小児慢性特定疾患児手帳（色素性乾皮症の認定を受けている方）

【問い合わせ先】成田警察署交通課 TEL/FAX 0476-27-0110

※車いすステッカー（青地に白抜き）は、駐車禁止適用除外を示すものではありません。

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
TEL 03-5273-0601

10 情報通信等サービス

(1) NHK放送受信料の免除

障害のある方を対象としたNHK放送受信料の免除基準

	全額免除	半額免除
	障害者の方を世帯構成員に有する場合	障害者の方が世帯主の場合
身体障害者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	視覚・聴覚障害者 重度（1級または2級）の身体障害者
知的障害者	世帯構成員全員が市町村民税非課税 （重度以外も対象）	重度（療育手帳④・⑤の1・⑥の2・Aの1・Aの2所持）の知的障害者
精神障害者	世帯構成員全員が市町村民税非課税 （精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯）	重度（精神障害者保健福祉手帳1級所持）の精神障害者

申請に必要なもの 印鑑・身体障害者手帳又は療育手帳

【問い合わせ先】NHK千葉放送局 TEL 043-203-0700
 社会福祉課 TEL 0476-93-4192
 FAX 0476-93-2422

(2) 郵便料金の減免

・ 第四種郵便物

次の郵便物で開封されたものは無料

- 1 点字のみを掲げたものを内容とするもの（点字郵便物）
- 2 視覚障害者用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で日本郵便(株)の指定を受けた点字図書館、点字出版施設などの施設からの差し出し、又はそれらに宛てて差し出されたもの（特定録音物等郵便物）

・ 点字ゆうパック

点字のみを掲げたもの。運賃は60サイズまで100円でサイズにより異なります。

・ 聴覚障害者用ゆうパック

日本郵便(株)の指定を受けた施設と聴覚障害者との間で発受されるビデオテープその他の録画物。運賃は60サイズまで100円でサイズにより異なります。

・ 心身障害者用ゆうメール

日本郵便(株)に届け出た図書館と心身障害者との間で図書の閲覧のために発受されるもの。運賃は150グラムまで92円、重量により異なる。

・心身障害者用低料金第三種郵便

心身障害者団体の発行する定期刊行物を内容とするもので発行人から差し出されるもの。

- 1 毎月3回以上発行の新聞紙、50グラムまで8円、50グラムを超え1キログラムまで50グラム増すごとに3円増し。
- 2 1以外のものは、50グラムまで15円、50グラムを超え1キログラムまで50グラム増すごとに5円増し。

(3) 青い鳥郵便葉書の無償配布

毎年4月から5月末まで、重度の身体障害者（1級又は2級の方）又は重度の知的障害者（療育手帳に「A」（又は1度、2度）と表記がある方）に通常郵便葉書（無地、インクジェット紙又はくぼみ入り）又は通常郵便葉書胡蝶蘭（無地又はインクジェット紙）を一人につき20枚（いずれか1種類）を無償で配布しています。

詳しい内容は、日本郵便株式会社ホームページ、又はお近くの郵便局にお問い合わせください。

(4) 携帯電話基本料金等の割引

障害者の方々のコミュニケーション手段として携帯電話のご利用ニーズが増加していることを受け、更に多くの方々に手軽に携帯電話をご利用いただくため、割引サービスがあります。

- 対象者
- ・身体障害者手帳保持者
 - ・療育手帳保持者
 - ・精神障害者保健福祉手帳保持者

サービス内容

- ・基本使用料50%割引（各社共通）など

(5) NTTが行う障害者の方に対するサービス

各サービスの詳細は、フリーダイヤルでお問い合わせください。

○無料電話番号案内（ふれあい案内）

電話帳の使用が困難な方が電話番号案内（104番）を利用する場合、あらかじめNTTに登録しておくことにより、無料で利用できます。

・問い合わせは、フリーダイヤル 0120-104174へ

○耳や言葉の不自由な方からの104へのお問い合わせ（有料）

お客様のファックス（電話）番号と問い合わせ先の住所、名前、業種等を記入してファックスで問い合わせると、NTTからお客様のファックスへお問い合わせの電話番号が案内されます。

・問い合わせは、フリーダイヤル 0120-000104（FAX）へ

受付時間 24時間年中無休

案内料金 104番の案内料金と同様

○NTTふれあいファックス（耳や言葉のご不自由なお客様用）

電話の移転、ご注文、故障時の相談、サービスのお問い合わせをファックスで受け付けるサービスです。

・ファックス受付番号：フリーダイヤル 0120-700133

営業時間 月～金 … 午前9時～午後7時

※土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）はお休みです。

○みえる電話（NTTドコモ）

通話相手の言葉をリアルタイムで文字に変換し、スマートフォン画面に表示するサービスです。利用には「みえる電話アプリ」をダウンロードする必要があります。詳しくは、NTTドコモのホームページをご覧ください。

月額使用料 無料（アプリをダウンロードする際にはパケット通信料がかかります。）

(6) 緊急通報装置設置事業

一人暮らしの高齢者重度身体障害者などに対し急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応をとれるように、緊急通報装置を設置します。

※所得により自己負担あり

【問い合わせ先】高齢者福祉課 TEL 0476-93-4981

FAX 0476-93-2215

11 税金

(1) 所得税・市民税・県民税における所得控除

所得税額、市民税・県民税額を算出する際、総所得金額等から基礎控除・配偶者控除・扶養控除等が控除されます。障害者控除もこの所得控除の一つで、本人が障害者であるとき、又は控除対象配偶者や扶養親族のうちに障害者があるときに認められる控除です。

この控除を受けようとする方は、給与所得者の場合は、年末調整の際に勤務先へ、それ以外の方は、確定申告又は市民税・県民税申告をすることになります。控除対象者は、次のとおりです。

区 分	対象者及び内容	控除の額	取扱窓口
所得税	障害者 身体障害者手帳(3～6級) 療育手帳(Bの1・2) 精神障害者保健福祉手帳 (2・3級)	27万円	成田税務署
	特別障害者 身体障害者手帳(1・2級) 療育手帳(Aの2以上の重度) 精神障害者保健福祉手帳(1級)	40万円	
	同居特別障害者 控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が納税者又は納税者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者をいう。	75万円	
市民税・ 県民税	障害者 身体障害者手帳(3～6級) 療育手帳(Bの1・2) 精神障害者保健福祉手帳 (2・3級)	26万円	市役所 課税課
	特別障害者 身体障害者手帳(1・2級) 療育手帳(Aの2以上の重度) 精神障害者保健福祉手帳(1級)	30万円	
	同居特別障害者 控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が納税者又は納税者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者をいう。	53万円	

※ 前年の合計所得が135万円以下の障害者については、市民税・県民税が非課税となります。

(2) 相続税・贈与税・事業税における控除及び非課税の範囲

名 称	対 象 者 及 び 内 容	取 扱 窓 口
相 続 税	85歳未満の障害者が、相続により財産を取得した場合、その障害の程度及び年齢に応じて相続税から控除があります。	成田税務署
贈 与 税	特別障害者を受益者とする信託契約に基づき金銭等の財産が信託された場合、一定額を限度として非課税となります。	
事 業 税	重度の視力障害者が行う、あんま・はり等の医業に類する事業は、非課税となります。	佐倉県税事務所

【問い合わせ先】

・ 所得、相続、贈与税	成田税務署	TEL 0476-28-5151
・ 事業税	佐倉県税事務所	TEL 043-483-1114 FAX 043-486-9411
・ 市県民税	課税課市民税班	TEL 0476-93-0443 FAX 0476-93-7810

(3) 自動車税（種別割）・自動車税（環境性能割）

軽自動車税（種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免

- 1) 対象自動車 障害者自ら所有し運転する自動車又は障害者と生計を一にする者（家族等）が障害者等のために運転する車
（障害者等一人につき一台に限られます。）

2) 対象者

①身体障害者（障害の区分ごとの級により制限があります。）

障害区分	障害程度	障害区分	障害程度	
視覚障害	1～3級、4級の1	じん臓機能障害	1級、3・4級	
聴覚障害	2・3級	呼吸器機能障害	1級、3・4級	
平衡機能障害	3級	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3・4級	
音声機能又は言語機能障害	3級（喉頭摘出のみ）	小腸機能障害	1級、3・4級	
上肢不自由	1・2級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	
下肢不自由	1～6級	肝臓機能障害	1～4級	
体幹不自由	1～3級、5級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級
心臓機能障害	1級、3・4級		移動機能	1～6級

- ② 療育手帳の交付を受けた者で、**㉠**（**㉠**の1、**㉠**の2）又は**A**の1の者並びに**A**の2で音声・言語又は上肢の機能障害があり身体障害者手帳に3級と記載のある者
- ③ 戦傷病者（障害の区分毎の級により制限があります。）
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の障害者手帳の交付を受けている者（1級）

3) 申請書提出期限

- ① 自動車税（種別割）（下記の期限のうち、いずれか遅い日）
- ・ 納税通知書に記載された納期限（通常5月31日）
 - ・ 自動車を登録した日又は障害者手帳等の交付日から1か月以内
 - ・ 減免を受けていた車の抹消登記日から1か月以内
- ※ 申請期限を過ぎた場合は、翌年度から減免されます。
- ② 自動車税（環境性能割） 登録日から1か月以内
- ③ 軽自動車税（種別割）
（毎年、納入通知書受領後、納期限まで（課税課））
- ※ 申請期限を過ぎた場合は、減免が受けられませんのでご注意ください。
- ④ 軽自動車税（環境性能割） 登録日から1か月以内

4) 提出書類（「自」は自動車税（種別割・環境性能割）、「軽自」は軽自動車（種別割・環境性能割）個人番号（マイナンバー）が分かるもの

項目	本人所有で本人運転		家族（※）所有で本人運転		本人又は家族（※）所有で家族運転		所有者・運転者が家族（※）で所有者と運転者が別		単身者の所有で常時介護者運転		所有者が身障者のみの世帯で常時介護者運転	
	自	軽自	自	軽自	自	軽自	自	軽自	自	軽自	自	軽自
身体障害者手帳等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車検査証（写）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
運転免許証（写）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
印鑑（納税義務者）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民票（謄本）			△ *2	△ *3	△ *2	△ *3	△ *2	△ *3				
使用目的を証する書類			△ *2	△ *3	△ *2	△ *3	△ *2	△ *3				
生計同一証明 *1			○	△ *3	○	△ *3	○	△ *3				
常時介護証明書 *4									○	○	○	○
納税通知書		○		○		○		○		○		○

※家族とは、住民票上の同一世帯の親族

- *1 身体障害者手帳、療育手帳の場合は社会福祉課
 戦傷病者手帳の場合は印旛健康福祉センター
 精神保健福祉手帳の場合は印旛保健所
 が証明書を発行します。

発行に当たっては、必要書類等についてお問い合わせください。

- *2 △は、自動車税（種別割）に係る生計同一証明書が発行されない場合に、これに代わるものとして必要となります。
 *3 △は、軽自動車税（環境性能割）の場合のみ必要となる場合があります。
 *4 常時介護とは継続して（一年以上）週3回以上、通院・通学の目的に使用する場合のみ該当します。発行は、社会福祉課となります。

以前に課税免除されていた自動車等があり、買替え等により新たに課税免除等を受ける場合、その車の移転又は抹消後の自動車検査証（写）も必要となります。

【詳細についての問い合わせ先】

- ・自動車税（種別割、環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）
 佐倉県税事務所 TEL 043-483-1403
 FAX 043-486-9411
- ・軽自動車税（種別割）
 課税課市民税班 TEL 0476-93-0443
 FAX 0476-93-7810

12 その他

(1) 施設・特別支援学校等

①富里市簡易マザーズホーム（すまいる）

マザーズホームは、情緒や運動の発達の未熟な子どもたちが、お母さんなどの家族とともに通園し、療育を受ける児童発達支援事業所です。遊びを中心とした取組の中で、大切な乳幼児期の子どもたちの情緒、運動の発達をめざし、子育てのお手伝いをしています。

■対象

富里市長から児童福祉法による通所給付の支給決定を受けた就学前の児童及びその保護者

■活動日・時間

グループ活動 基本的な生活習慣や集団でのルールを身につけていきます。
保育士、言語聴覚士、看護職員が療育にあたります。

○おおよそ0～5歳児 木・金曜日 午前9時30分～午後2時

○おおよそ4～5歳児 火・水曜日 午後1時～午後3時30分

個別支援 担当職員と一緒に個々に合った課題に取り組みます。

言語指導 言語聴覚士が個別指導を行いません。

専門職指導 臨床発達心理士・理学療法士・作業療法士・音楽療法士・小児神経科医等が個別又は集団指導を行います。

* 個別支援、言語指導、専門職指導は希望制です。

■利用料

児童福祉法に基づき定められた額（1割）の負担があります。ただし、世帯の所得に応じて負担上限月額が定められています。3歳以上児は無償化対象です。

【問い合わせ先】マザーズホーム TEL 0476-92-2302

FAX 0476-92-2303

②ことばの相談室

■個別相談

目的

コミュニケーションがうまく取れない、ことばの遅れ、発音や聞こえ等の支援を要する子ども及びその保護者に対して、個別相談及び支援を行います。

対象

市内に住所のあることばやコミュニケーション、発音等に支援を要する就学前の児童及びその保護者

相談日・時間

月曜日～金曜日の午前9時～午後4時

日程は面談の上、個別に決定します。

■めだか教室（小集団支援）

対象

ことばの相談室に在籍している5歳児及びその保護者

日時

月1回（木曜日）午後3時00分～午後4時10分

利用料

無料

【問い合わせ先】社会福祉課 TEL 0476-93-4192

FAX 0476-93-2422

③入所又は通所の施設

本人の希望や家族の状況によって重度障害者が介護を受けながら生活する施設から就労に向けて訓練をする施設まで数種類あり、本人や家族の収入に応じた費用の負担があります。

詳しくはご相談ください。

※（入院治療の必要な方は原則として入所できません。）

【問い合わせ先】

- | | | | |
|-----------|------------|-----|--------------|
| * 18歳未満の方 | 千葉県中央児童相談所 | TEL | 043-253-4101 |
| | | FAX | 043-253-9022 |
| * 18歳以上の方 | 社会福祉課 | TEL | 0476-93-4192 |
| | | FAX | 0476-93-2422 |

④教育

心身に障害があり、その子どもの障害に応じた適切な教育・支援が必要となる子どものために、盲学校、聾学校、特別支援学校（知的障害、肢体不自由、病弱）が設置されています。

入学手続

心身に障害のある子ども（発達が気になる子どもを含む）の就学については、市教育委員会へ相談してください。

【問い合わせ先】市教育委員会学校教育課 TEL 0476-93-7659

(2) スポーツ

種 目	内 容
各種心身障害者 スポーツ大会	<p>心身障害者が一同に集い、スポーツを通じて体力の維持増強、機能回復等残存能力の向上及び心理更生、親睦等を図るとともに、一般の人々の障害に対する正しい認識の向上を目的としています。</p> <p>【問い合わせ先】 千葉県障害者スポーツ協会 TEL 043-253-6111 FAX 043-253-9389</p>
千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター	<p>障害者の自立や社会参加の促進を図るため、障害者のスポーツ・レクリエーション活動及び文化活動の場として設置された施設です。一般の方にも利用いただき、障害者との交流を図っています。</p> <p>【問い合わせ先】 〒263-0016 千葉市稲毛区天台 6-5-1 TEL 043-253-6111 FAX 043-253-9389</p>

(3) 生活訓練等

対象者及び内容	窓口
<p>☆身体障害者生活活動訓練 身体障害者に対して講習会、訓練等を組織的に行うことにより、在宅身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とし、各種事業を実施しています。</p>	<p>(福)千葉県身体障害者福祉協会 〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 TEL 043-245-1746 FAX 043-245-1578</p>
<p>☆音声機能障害者発声訓練 咽頭摘出により、声を失った方々に対して発声訓練を行い、再び発声ができるように音声機能障害者発声講習会を開催します。</p>	<p>京葉喉友会事務局 〒270-0176 流山市加 1-5-1 サウスコート 1-312 TEL 04-7159-2163 FAX 04-7159-2163</p>
<p>☆盲女性社会生活訓練教室 盲女性の方に、家庭での日常生活上必要とされる諸能力について訓練指導を行い、感覚又は日常生活能力の向上を図るとともに盲女性の方の生活文化の向上に資するための事業です。</p>	<p>(社)千葉県視覚障害者福祉協会 〒284-0005 四街道市四街道 1-9-3 TEL 043-421-5199 FAX 043-421-5179</p>
<p>☆盲青年社会生活訓練教室 社会生活に必要な知識の習得や体験交流等が行える場を設けることにより福祉の増進を図るとともに盲青年の方の生活文化の向上に資するための事業です。</p>	
<p>☆視覚障害者生活向上支援事業 視覚障害者が生きがいを持って生活できるよう、更生援護相談や教養・文化講座等を開催し、生活の質の向上を図るための事業です。</p>	
<p>☆日曜教室 コミュニケーションの手段に著しい障害があるため、とすれば社会生活上困難な状況におかれがちな聴覚障害者に対し、社会生活に必要な知識を吸収するための講習会や意見、情報等を交換する研修会を開催します。</p>	<p>(福)千葉県聴覚障害者協会 〒260-0022 千葉市中央区神明町 204-12 千葉聴覚障害者センター内 TEL 043-308-6372 FAX 043-308-5562</p>
<p>☆オストメイト社会適応訓練 人工肛門・人工膀胱造設者を対象に講習会を開催し、装具等の使用について正しい知識を身に付けるための講演や生活上の基本的事項について相談に応じます。</p>	<p>(社)日本オストミー協会 千葉県支部 〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター 3 F TEL 043-309-7571 午前 10 時～午後 4 時 (月・火・金) FAX 043-309-7572</p>

(4) 就業支援

対象者及び内容	窓 口
<p>☆ 千葉障害者就業支援キャリアセンター 障害者の就労を支援し、障害者を雇用する事業主を支援するため、就職に関する相談やセンターでの訓練、職場実習、就労時の職場支援など、あらゆる場面でのサポートを行います。</p>	<p>千葉県就業支援キャリアセンター 〒261-0002 千葉市美浜区新港 43 TEL 043-204-2385 FAX 043-246-7911</p>
<p>☆ 千葉県立障害者高等技術専門学校 職業人として自立を目指す障害のある方に、各人の能力に応じた職業訓練を行い、社会に参加できる技能者を養成し、合わせて生活の安定に資することを目的として設置されたものです。</p>	<p>千葉県立障害者高等技術専門学校 〒266-0014 千葉市緑区大金沢町 470 TEL 043-291-7744 FAX 043-291-7745</p>
<p>☆ ハローワーク 障害のある方のために、専門の職員・相談員を配置し、職業紹介、就業指導等を行っています。所在地等詳細は、インターネットサービスでご確認ください。</p>	<p>ハローワーク成田 〒286-0036 成田市加良部 3-4-2 TEL 0476-27-8609 FAX 0476-27-1532</p>
<p>☆ 千葉障害者職業センター 障害のある方に対して、ハローワーク等と協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助まで、個々の障害者の状況に応じた継続的なサービスの提供をしています。</p>	<p>千葉障害者職業センター 〒261-0001 千葉市美浜区幸町 1-1-3 TEL 043-204-2080 FAX 043-204-2083</p>
<p>☆ 障害者雇用納付金制度 障害のある方を雇用する事業主に対して助成、援助を行うため、事業主の共同拠出による障害者雇用納付金制度を設けています。</p>	<p>高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部 〒260-0001 千葉市美浜区幸町 1-1-3 TEL 043-204-2901 FAX 043-204-2904</p>

(5) 文化・レクリエーション

内 容	窓 口
<p>☆ 点字県広報の発行 視覚障害者に点字による“県民だより”等を発行（月1回）しています。</p> <p>☆ 録音県広報の発行（声の広報紙） 視覚障害者に録音テープ又は、CD-RWによる“県民だより”等を発行（月1回）しています。</p> <p>☆ 点字・音声即時情報ネットワーク 活字による情報収集の困難な視覚障害者に対し、パーソナルコンピュータを利用して点字・音声による情報を提供することにより、社会参加を促進し、福祉向上を図ります。</p>	<p>(社) 千葉県視覚障害者福祉協会 〒284-0005 四街道市四街道 1-9-3 TEL 043-421-5199 FAX 043-421-5179</p>
<p>☆ 点字図書館 眼の不自由な人たちの教養と福祉の増進を図るため、点字図書及びテープ図書の無料貸出しを行う図書館です。</p>	<p>千葉点字図書館 〒284-0005 四街道市四街道 1-9-3 TEL (貸出) 043-424-2588 E-mail (貸出) kasidasi@tisikyo.jp</p>
<p>☆ 字幕入りビデオライブラリーの設置 聴覚障害者に対する情報提供のため、テレビ番組等に字幕を入れたビデオテープの無料貸付け（返送にかかる郵送料は自己負担）を行っています。</p>	<p>(福) 千葉県聴覚障害者協会 〒260-0022 千葉市中央区神明町 204-12 千葉聴覚障害者センター内 TEL 043-308-6372 FAX 043-308-5562</p>
<p>☆ 身体障害者の結婚相談 身体障害者の結婚に関する各種相談に応じ、必要な助言、指導を行っています。</p>	<p>(福) 千葉県身体障害者福祉協会 〒260-8508 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 TEL 043-245-1746 FAX 043-245-1578</p>
<p>☆ 千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター 障害者の自立や社会参加の促進を図るため、障害者のスポーツ・レクリエーション活動及び文化活動の場として設置された施設です。一般の方にもご利用いただき、障害者との交流を図っています。</p>	<p>千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター 〒263-0016 千葉市稲毛区天台 6-5-1 TEL 043-253-6111 FAX 043-253-9389</p>

(6) 自動車免許に関する支援

内 容	窓 口
<p>☆身体障害者の自動車運転免許 千葉運転適性検査所で適性検査を受け、心身に適応した自動車の条件が示されますので、それにより免許試験を受けることができます。</p>	<p>千葉県運転免許センター内 適性相談室 TEL 043-274-2000</p>
<p>☆身体障害者のための無料自動車運転教習 就職するため自動車運転免許を取得したい身体障害者を対象に、「身体障害者運転能力開発訓練センター」が募集する無料運転教習があります。</p>	<p>身体障害者運転能力開発訓練センター（東園自動車教習所） 埼玉県新座市堀ノ内 2-1-46 TEL 048-481-2711</p>

(7) その他の支援

対象者及び内容	窓 口
<p>☆心身障害児（者）歯科保健巡回診療指導事業 心身障害児（者）施設の入所者や在宅心身障害児（者）に対し、巡回歯科診療車（ビーバー号）により歯科診療及び歯科保健指導を行う事業です。</p>	<p>（社）千葉県歯科医師会 TEL 043-241-6471</p>
<p>☆公営住宅 県営住宅では、下記障害に該当し、一定の基準を満たす方がいる世帯は、当選確率が高くなる「特枠」制度があります。（所得制限あり）</p> <p>身体障害者 身体障害者手帳 1級から4級 知的障害者 療育手帳Bの2以上 精神障害者 1から3級</p>	<p>千葉県住宅供給公社 県営住宅管理部 TEL 043-222-9200</p>
<p>☆ちば障害者等用駐車区画利用証制度 （※令和3年7月1日から開始） 千葉県では、公共施設や商業施設等の障害者等用駐車区画の適正利用の促進を図るため、障害者等用駐車区画を優先的に利用できる人に、申請に基づいて利用証を交付します。</p> <p>身体障害者手帳 視覚障害 1級から4級 聴覚障害 1級から3級 平行機能障害 1級から5級 肢体不自由（上肢） 1級から2級 肢体不自由（下肢） 1級から6級 肢体不自由（体幹） 1級から5級 肢体不自由（脳原性運動機能障害・上肢） 1級から2級 肢体不自由（脳原性運動機能障害・移動） 1級から6級 内部障害（免疫機能含む） 1級から4級</p> <p>療育手帳 ㊦・㊧の1・㊧の2・Aの1・Aの2</p> <p>精神障害者保健福祉手帳 1級</p> <p>難病患者 特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療受給者</p>	<p>●制度内容全般について 千葉県 健康福祉指導課 TEL 043-223-4717</p> <p>●申請場所 富里市社会福祉課 障害福祉班 TEL 0476-93-4192</p>

13 相談窓口

相談は基本的に無料です。

(1) 障害者相談、経済面の相談

富里市健康福祉部社会福祉課

各種障害手帳の受付、障害者総合支援法の支給決定、各種手当の給付等に関する相談を行っています。

所在地 富里市七栄 652-1

連絡先 TEL 0476-93-4192 FAX0476-93-2422

基幹相談支援センター (社会福祉法人 富里市社会福祉協議会)

障害のある人を対象とした福祉サービスや地域での生活アドバイスなどの相談業務を行っています。この事業は、障害のある人が安心して暮らせる社会の実現に向けて、市の委託を受けた富里市社会福祉協議会が事業者となつて行うものです。

連絡先 TEL 0476-90-0081 FAX 0476-92-2495

対象者 市内在住の障害のある方(疑いを含む)又はその家族の方

利用料 無料

※原則24時間に対応していますので、お気軽に連絡してください。

(午後5時15分～午前8時30分は留守番電話になります。電話番号を残していただければ折り返し電話します。)

障害者相談(市委嘱相談員による)

心身障害者の更生援護の相談に応じ、市長から委嘱を受けた相談員が、必要な指導助言を行います。

相談日 偶数月 第1金曜日又は第2金曜日 午後1時～3時

会場 市役所分庁舎1階会議室

中央障害者相談センター (市役所を通じ予約が必要です。)

予約取次先: 市役所社会福祉課 TEL 0476-93-4192

身体障害者に対し更生援護を図るため補装具、更生医療、自立支援給付費、身体障害者手帳、言語・聴能に関する相談

知的障害者に対し療育手帳、自立支援給付費、職親、年金、職業等の相談の相談、指導を行います。

場所 千葉市緑区誉田町1-45-2(千葉リハビリテーションセンター内)

連絡先 TEL 043-291-6872 FAX 043-291-8488

対象者 18歳以上の障害者

※ 所内相談(センター内で行う)、出張相談、巡回相談、訪問相談があります。

千葉県中央児童相談所

児童に関するあらゆる問題（障害児含む。）について相談に応じ、問題原因やどのようにしたら児童の健全育成を図れるかを専門的に調査及び判定し、その児童に最も適した指導を行います。

場 所 千葉市稲毛区天台 6-5-2

連絡先 TEL 043-253-4101 FAX 043-253-9022

子ども家庭110番

連絡先 TEL 043-252-1152

※ 相談所内相談、出張相談、巡回相談のほか、電話による相談も行っております。

（２）専門的な相談

印旛健康福祉センター〔印旛保健所〕

精神保健、難病対策、障害者の福祉等についての相談などを行っています。

所在地 佐倉市鎗木仲田町 8-1

連絡先 TEL 043-483-1133

FAX 043-486-2777

千葉聴覚障害者センター（社会福祉法人 千葉県聴覚障害者協会）

聴覚障害者に関する相談などを行っています。

所在地 〒260-0022 千葉市中央区神明町 204 - 12

連絡先 TEL 043-308-6372 FAX 043-308-5562

千葉県総合教育センター 特別支援教育部

障害がある（疑いを含む）お子様の子育て、学習につまずきや遅れがある、あるいは行動が気になる子どもの支援、LD、ADHD、高機能自閉症等の軽度発達障害児に関する事など子どもの相談事業を行っています。

来所相談 あらかじめ電話で予約申込み願います。来所相談の後、必要に応じて医療相談（医師による相談）や出張相談（保育所・幼稚園・学校等に相談員が伺います。）も行っていきます。

メール相談 電子メールでの相談です。

メールアドレス sosetokusi@chiba-c.ed.jp

※ 必ず「相談」という件名にしてください。

電話相談 電話での教育相談です。

TEL 043-207-6025

※原則として平日 午前9時～午後5時

所在地 〒263-0043 千葉市稲毛区小仲台 5 - 10 - 2

千葉県発達障害者支援センター CAS (キャス)

発達障害の方とその家族や関係者の方々のための専門の支援センターです。発達障害の方とご家族が安心して地域で暮らしていくことができるようお手伝いをします。

場 所 千葉市中央区亥鼻 2-9-3

連絡先 TEL 043-227-8557 FAX 043-227-8559

対象者 自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他、これに類する脳機能の障害のある障害児(者)及びその家族等

こころの相談 (予約が必要です。)

精神科医による相談です。家族の人だけでも受けられます。

予約先 富里市社会福祉協議会 TEL 0476-90-0081 FAX 0476-92-2495

相談日 奇数月 第2金曜日 午後2時00分～4時00分

会 場 富里市福祉センター2階 視聴覚室

利用料 無料

精神保健福祉相談 [印旛保健所]

精神障害者に関してご相談やデイケアクラブなどを行っています。

所在地 佐倉市鎗木仲田町 8-1

連絡先 TEL 043-483-1136 FAX 043-483-2777

(3) 人権・権利等に関する相談

千葉県後見支援センター (愛称 すまいる)

知的障害者や精神障害者で判断能力が十分でない方の自立した地域生活を支援する福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)や成年後見人制度などに関する相談を行っています。

連絡先 TEL 043-204-6012 FAX 043-204-6013

障害人権110番(千葉県手をつなぐ育成会)

障害者とその家族の方や関係者の方々のために電話又は面接による相談を受けています。

所在地 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内3階

連絡先 TEL 043-246-2282

千葉県社会福祉士会 (ぱあとなあ千葉～権利擁護センター～)

身体障害者、知的障害者や精神障害者について成年後見人制度や権利擁護などに関する相談を行っています。

連絡先 TEL 043-238-2866 FAX 043-238-2867

実施日 毎週 火・木曜日の午前10時～午後4時

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に係る相談(千葉県)
障害を理由とした差別、社会参加を阻む障壁などに関する相談を行っています。
印旛健康福祉センター内
連絡先 TEL 043-486-5991
千葉県健康福祉部障害福祉推進課共生社会推進室
連絡先 TEL 043-223-2338 FAX 043-221-3977

(4) 就労に関する相談

ハローワーク成田

心身障害者に対する職業相談、紹介等を行っています。

所在地 〒286-0036 成田市加良部 3-4-2

連絡先 TEL 0476-27-8609 FAX 0476-27-1532

障害者就業・生活支援センター「就職するなら明朗塾」

就業を希望する障害者やその家族、企業から障害者への就労に関する相談を行っています。

所在地 八街市八街ほ 244-62

連絡先 TEL 043-488-5499 FAX 043-488-5498

(5) 生活困窮者のための相談

生活困窮者自立支援相談窓口

生活における困りごとや不安などの相談を行っています。

所在地 〒286-0292 富里市七栄 652-1 (生活支援課内)

連絡先 TEL 0476-93-4193 FAX 0476-93-2215

(6) 障害者虐待

障害者虐待に関する窓口

相談支援事業所 ゆらり(社会福祉法人 富里市社会福祉協議会)

連絡先 TEL 0476-90-0081 FAX 0476-92-2495

対象者 市内在住の身体・知的・精神の障害のある方又はその家族

利用料 無料

原則24時間に対応していますので、お気軽に連絡してください。(午後5時15分～午前8時30分は留守番電話になります。電話番号を残していただければ折り返し電話します。

14 障害者に関するマーク

街で見かける障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。
皆さまの御理解と御協力をお願いいたします。

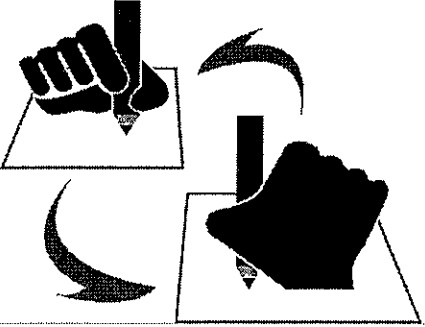
順不同

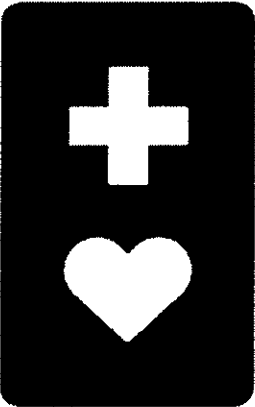
名称	概要等	連絡先
<p>障害者のための国際シンボルマーク</p> 	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>	<p>公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会</p> <p>TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523</p>
<p>身体障害者標識 (身体障害者マーク)</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局交通企画課</p> <p>TEL:03-3581-0141 (代)</p>
<p>盲人のための国際シンボルマーク</p> 	<p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>社会福祉法人日本盲人福祉委員会</p> <p>TEL:03-5291-7885</p>

名称	概要等	連絡先
<p>聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)</p> 	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局交通企画課</p> <p>TEL:03-3581-0141 (代)</p>
<p>耳マーク</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを掲示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いいたします。</p>	<p>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p> <p>TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046</p>
<p>ほじょ犬マーク</p> 	<p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。</p> <p>補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>補助犬を同伴していても使用者への援助が必要</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室</p> <p>TEL:03-5253-1111 (代) FAX:03-3503-1237</p>

名称	概要等	連絡先
	<p>な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。</p>	
<p>オストメイト用設備／オストメイト</p> 	<p>オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。</p> <p>このマーク(JIS Z8210)は、オストメイトのための設備(オストメイト対応のトイレ)があること及びオストメイトであることを表しています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いいたします。</p>	<p>公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団</p> <p>TEL:03-3221-6673 FAX:03-3221-6674</p>
<p>ハート・プラス マーク</p> 	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会</p> <p>TEL:080-4824-9928</p>

名称	概要等	連絡先
<p>障害者雇用支援マーク</p> 	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p> <p>障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。</p> <p>そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。</p> <p>障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、よろしく申し上げます。</p>	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会 ITセンター</p> <p>TEL:052-218-2154 FAX:052-218-2155</p>
<p>「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク</p>  <p>(社会福祉法人日本盲人会連合推奨マーク)</p>	<p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p> <p>※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>	<p>岐阜市福祉部福祉事務所障害福祉課</p> <p>TEL:058-214-2138 FAX:058-265-7613</p>
<p>手話マーク</p>  <p>筆談マーク</p>	<p>一般社団法人全日本ろうあ連盟が、2016年12月に策定したマークです。役所や公共施設の窓口などで、手話や筆談で対応ができることを示したり、筆談で手話の対応を依頼したいときに提示するマークです。</p> <p>「手話で対応をお願いします」「手話で対応します」、筆談マークは「筆談で対応をお願いします」</p>	<p>一般財団法人全日本ろうあ連盟</p> <p>TEL:03-3268-8847 FAX:03-3267-3445</p>

名称	概要等	連絡先
	<p>「筆談で対応します」という意味があります。</p>	

名称	概要等	連絡先
<p>ヘルプマーク</p> 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS 規格)。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>	<p>東京都保健福祉局障害者 施策推進部計画課社会参 加推進担当</p> <p>TEL:03-5320-4147</p>